

財団法人日本タイ協會々報

第三十三號

昭和十八年四月



昭和十八年四月

財團 日本タイ協會々報 第三十三號

財團 日本タイ協會



資料 欄

泰國國民文化法令..... 五

佛曆二四八五年國民文化法..... 五

佛曆二四八五年國民文化ニ關スル勅令..... 五

佛曆二四八六年國民文化法(第二編)..... 六

佛曆二四八六年國民文化ニ關スル勅令(第二編)..... 六

國民文化審議會委員..... 六

改編後の泰國新管區..... 六

タイ國新法令..... 六

ドクトディマラー法(文化振興法)..... 六

武官恩給法、文官恩給法改正..... 六

國道建設法..... 六

内債發行法..... 六

官吏任用に關する勅令..... 六

制服規程..... 六

新會社設立..... 六

泰國非常時自動車統制令(要旨)..... 八

デリー放送局放送聽取禁止に關する泰國警視廳令..... 八

泰國新首都設計案..... 八

農業金融銀行案内容..... 八

タイ國産米狀況——一九四二年三月調..... 八

タイ國關係雜誌記事..... 八

本協會調查部編..... 八

雜報 欄

○在泰華僑汪主席に通電..... 九

○駐日泰國大使館感謝聲明..... 九

○辭令..... 九

○ア中將泰國副總理就任..... 九

○泰國地方行政改革..... 九

○上海、盤谷、昭南間無線開通..... 九

○泰・佛印停戰記念日..... 九

○日泰文化會館の事業..... 九

○タムロン法相特別任用..... 九

○泰國煙草專賣制實施..... 九

○泰の「東亞の子育生會」..... 九

○元タイ協會副會長に御贈勳..... 九

○日本文化會館の改稱..... 九

○泰國の武器彈藥取締令..... 九

○日泰親善佛教大會..... 九

○泰國の紡績訓練所新設..... 九

○泰國新商務大臣..... 九

○泰國金賣買を停止す..... 九

○ビーン首相國民に警告..... 九

○泰國大量の國産製藥..... 九

○石井在泰國代理大使聲明..... 九

○駐日泰國大使館聲明..... 九

○參戰一周年記念日の泰國..... 九

○ディレック大使歸國談..... 九

- 盤谷に日本圖書館を開設…………… 五
- 陸軍記念日と泰國…………… 五
- 泰國攝政妃中佐任命…………… 五
- 泰國・母性擁護法令公布…………… 五
- 泰國金寶買を再開…………… 五

協 會 記 事

- 理事會並に評議員會開催…………… 五
- 徳川副會長送別會…………… 五
- 會員の異動…………… 五
- 會員の消息…………… 五

- タイ國文化祭開催…………… 五
- 泰及南方諸地定期航空開…………… 五
- ビン首相國民に呼びかく…………… 五
- 泰の日泰文化協定祝賀會…………… 五

- 寄贈圖書…………… 五
- 購入圖書…………… 五
- 財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員…………… 五

泰曆・諸曆對照表

奥付

〔目次終〕



タイ大使館の代表者らと日本人の懇話会

會協イタ本日 財團法人

報 會

月 四 號三十三第

本協會の目的及事業

— 會則第二章抜抄 —

- 第三條 本協會へ日泰兩國ノ親交増進文化ノ交流發達並ニ經濟關係ノ助長ヲ圖ルヲ以テ目的トシ泰國ニ於ケル同種ノ團體ト連絡ヲ保テ左ノ事業ヲ行フ
- 一、泰國事情ノ調査研究及紹介並ニ日本文化ノ紹介
 - 二、日泰兩國間ニ於ケル經濟關係ニ關スル研究及斡旋
 - 三、日泰兩國間ニ於ケル視察、觀光並ニ留學ノ勸誘及斡旋
 - 四、學生會館ノ經營
 - 五、其ノ他本協會ノ目的達成上ニ於テ必要ト認メタル事項



古禮 お道華の人大使大國泰クツレイヤ



タイ國幣制の戰時體制

鹽 谷 醇

戰前の幣制推移

天産豊富なる一方民度低く、且近年大なる戰禍を蒙ることなかつた此國に於ては、國內的な幣制の混亂は極めて稀有であつたが、他方に於て、此國が他の東洋諸國と同様銀を以て其の主要通貨として來た關係上、銀價の變動に對する對策に就ては過去に於て相當の苦惱を嘗めて來たのである。本項に於ては右の銀價對策を通して如何にして此國

の通貨が英磅に包攝せられて行つたかを觀ることとする。

タイ國の幣制が漸く形をなしたのは本世紀の初頭である。それ迄タイ國においてはルービー貨に聯繫せる銀貨と少數の銅貨および金貨ならびに政府特許銀行たる香上銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation) 渣打銀行 (Chartered Bank) および印度支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine) の銀行券が流通して居たが、一九〇二年紙幣法を以て右特許銀行の發券權を取消し、代りに五、拾、二拾、百、千、百萬の國庫紙幣を發行した。當時、銀相場は久しく下落を續け、バーツの對外價値も低落甚だしかつたので同年バーツ貨の金價格を一磅一七バーツと定め、更に一九〇八年金本位法を發布して紙幣兌換に關する諸規定を定めると同時にバーツ貨の新價格を一磅一三バーツと公定した。之れバーツが磅貨に聯繫せられたる第一歩である。

右金價格の維持はタイ國の對外貿易を通じて行はれた。即ち一九〇八年における前記金本位法の制定以後一九一九年に至る迄、タイの對外貿易は頗る順調であつて、出超尻は政府之を買上げて外貨準備とし、通貨價値の下落に備へたのであつたが、バーツ貨は寧ろ昂騰の一途を辿り、剩へ歐洲大戰により銀價は異常なる暴騰を來し、バーツ銀價の密輸出が著しくなつた爲め政府は遂に一九一九年に至り、紙幣の兌換を停止し、又バーツ貨の法定價格を一磅一二バーツと改め(但し實際上のレートは諸掛増徴のため一磅九・一四バーツとなつた)、更に一九二一年には一磅九・五バーツと改訂した。

然し乍ら歐洲大戰終結後經濟情勢は大轉回をなし、貿易の困難と銀價の轉落に對し政府は其の手持外貨を放出して通貨の維持に努めたのであつたが、前記法定相場維持困難となるや、政府は遂に一九二三年右相場を改訂して一磅一一バーツと定めた。右は戰後の過渡期における暫定的措置に過ぎなかつたが、幸ひにしてバーツ貨は此の水準に安

定し得た爲め、政府は一九二七年三月、右一磅一ペーソの比率を以て安定價格と認め、更に翌一九二八年新通貨條例を制定し、前記比率により算出せられたるペーソの金價格（一ペーソに付き純金〇・六六五七瓦）を以て金に聯繫し茲にタイ國は再び金本位制に復歸したのである。

この一九二八年通貨條例は謂はばタイ國の通貨大憲章とも稱すべきものであつて、その内容は従前の紙幣法、鑄貨法、金本位法其他の通貨關係法規を綜合せるものではあるが、一應近代的通貨法規の體裁を備へ、且今日その規定の大部分が適用せられて居るのである。（昨年四月大藏大臣は議會においてタイ國の通貨政策は今後も一九二八年通貨條例に則して行はれるべき旨言明した。）

然るに右通貨條例は制定後三年半にして早くも重大なる變更を餘儀なくせられた。即ち一九三一年九月、イギリスが金本位を停止するや、政府は應急措置として一時アメリカ弗にリンクしたるが、更に翌年五月遂に金本位を停止し爾後一磅一ペーソの舊率を以て磅に聯繫し通貨維持は専ら磅に對する操作を通して行ふこととした。茲においてタイ國通貨は全くイギリス磅に包攝せらるることとなつたのであるが、タイ國は更に同年磅貨および磅證券を通貨準備に加へ、翌一九三三年には弗貨および法貨を磅に換へ、更に大部分の金準備をも磅に換へるに至つたのである。當時一部國內具眼の士は右の金準備を以て國立銀行を創立し、以て對英依存より脱却せんことを企圖しつつあつたのであるが、イギリスは巧妙にも保守黨政府を懐柔し、爲替政策維持の名の下に益々タイ國金融をしてロンバード街に隸屬せしめて行くことに成功したのである。

以上が大東亞戰爭勃發迄のタイ國幣制推移の梗概であるが、タイ國幣制が前記の如くイギリスに依存することの深かつただけに、大東亞戰爭勃發による衝擊は大であつた。今やタイ國は此の轉期を巧に乗り切り、磅より日本圓への

全面的轉換を遂行せんとして種々努力を續けて居ることは周知の通りであるが、大東亞戰爭勃發以來今日迄に行はれた幣制の變革については現行規定と關聯する處が多いので之は次項において適宜觸れて行くこととする。

現行幣制の運用

(一) 幣制の大綱

本項において特記すべきことが二つある。先づ第一にタイ國の幣制は準備發行制度に非ずして保證發行制度であり此點我國における現行改正制度と同様である。即ち一九二八年通貨條例（以下單に通貨條例と稱す）第二十二條において、紙幣はタイ國一般歳入および準備を保證として發行せるものと看做すと規定せられて居る。但し從來は通貨條例第二十三條に據り紙幣の發行は紙幣交換による場合の外、磅又は金若しくは金爲替の買入を引當にしてのみ新規發行を認められて居たので宛も準備發行制度と同様の效果を示して來たのであるが、一昨年十二月大東亞戰爭勃發と同時に發布せられたる緊急通貨法により、昨年一月三十一日以降通貨は政府公債ならびに無利息國庫證券を引當に發行し得ることとなり、更に同年六月十六日以降日本圓を引當に通貨を發行し得るに至つたので、茲にタイ國通貨は所謂正貨準備との比率に依り何等拘束さるる處なき自由なる通貨となり、通貨の價値は一面において通貨管理により維持せられ、且つ一面においてタイ國の國力一般を以てその價値付けとするに至つたのである。

第二にタイ國幣制は金本位制度に非ずして日本圓（以下單に圓と稱す）にリンクせる爲替本位制である。昨年一月卅一日タイ國が磅との聯繫を絶ち、更に從來停止せられて居た金買入價格一ペーソに付き純金〇・六六五七瓦をば戰

争直前における爲替相場により〇・三二六三九瓦と改め、之を以てタイ國通貨の新たな價值基準と爲す旨公表するや世間は之を以てタイ國が金本位制度に復歸するの措置に出たものと誤認したのである。然し乍ら前記の金價格は單に大藏省の金塊買入價格を示して居るのみであつて、決して右價格により政府の金を賣却するの意ではなく、此の限りにおいては金本位制度と稱することは出来ないものである。のみならずタイ國は前記金買入價格と無關係に、別の協定に基き圓によつて表示せられた或る一定價格を以て金を購入して居るのであるから、前記の金買入價格は單にタイ國內産金買入價格を示してあるのみであつて、バーツの對外價值を定めて居ると見ることが出来ないのである。反面において當時日本は對タイ爲替相場を一〇〇バーツに付き一五五圓七〇錢と公定して居たからバーツ貨は此の日本側公定相場を通し圓にリンクされて居たと見ることが出来る。越えて四月二十一日タイ國が圓バーツ等價實施を斷行した際、政府は爾今一〇〇バーツは一〇〇圓に等しき旨宣言し、更に六月十六日圓をタイ國通貨準備に繰入れたる際、大藏省令を以て「一對一の比率」による旨公布したので、バーツの對外價值は茲に一層明瞭となつたのである。又圓バーツ等價實施の際、政府は金買入價格を引下げバーツに付き純金〇・二五九七四瓦と公定したが右は日本における金買上價格一瓦三圓九十五錢と基準を齊しくした爲めであつて、右價格は孰れも夫々の國內金買上價格を示して居るのであり、相互には何の關係も存しないと見るべきである。

以上の二點については巷間誤解が多いので茲に特記した次第である。

(二) 通貨の種類

タイ國貨幣の單位はバーツ(銖)で之を一〇〇サタン(士丹)に分つ。而して通貨の種類は政府紙幣および鑄貨で

紙幣には五〇サタン、一バーツ、五バーツ、一〇バーツ、二〇バーツ、一〇〇バーツ及び一、〇〇〇バーツの七種類があり、我が印刷局において印刷されたものが流通して居る。鑄貨には次の如き種類がある。

銀 貨 一バーツ、五〇サタン、二五サタン、二〇サタン、一〇サタン、五サタン
 ニッケル貨 一〇サタン、五サタン
 青銅貨 一サタン、半サタン
 錫 貨 一サタン

以上の内實際市場に流通して居るものは銀貨二五サタン、一〇サタン、五サタン貨、ニッケル貨一〇サタン、五サタン貨、青銅貨及び錫貨各一サタン貨の七種類であつて、他は多く姿を見せない。鑄貨の鑄造しは屢次の法令により嚴禁せられて居る處であるけれども、警察力不十分のため跡を絶たず、最近通貨流通高の増加するに伴ひ補助貨の不足が次第に顯著となりつつある。通貨法によれば金貨も亦鑄造發行し得る建前になつて居るけれども、勿論現在は停止せられて居る。以上の鑄貨の法定通用力に就ては、

1. 二〇サタン以上の金貨、銀貨又は紙幣は其の額に制限なく法貨
2. 一〇サタンおよび五サタンの銀貨又はニッケル貨は一〇バーツ迄を限り法貨
3. 一サタンおよび半サタンの銅貨および錫貨は五バーツ迄を限り法貨とする旨規定せられて居る。

尙中央銀行設立後は同行がタイ國における唯一の發券銀行となり、現に政府の掌りつつある紙幣發行業務は中央銀行發券部に移管せられた。然し乍ら印刷其他の事情に依り急速に新銀行券を發行して現存紙幣を回收することは事實

上不可能なので、中央銀行は當分の間引續き政府紙幣を發行し得ることとなつて居る。(タイ國中央銀行法第二十一條、第二十二條、および第二十四條参照)

(三) 通貨發行高

従前タイ國における紙幣の發行は金又は外貨の買入を引當としてのみ行はれて來たことは前述した。之は一見甚だ窮乏な規定の如く見えるけれども、實は此の方法によつて充分に國內の通貨需要を充すことが出來たのである。何となれば、周知の如くタイ國には國內の製造工業が極めて貧弱で、其の生産は殆んど凡て原料品に限られ、之が輸出代金を以て外國製品を輸入して來たのであり、且又當時概ね相當額の輸出超過を示して居るのである。されば輸出商は輸出手形を銀行に賣却し、銀行は更に之をタイ國大藏省に賣却し、同省國庫課より銖紙幣を受領することにより國內における通貨の最高必要量を獲得することが出來、又逆に政府は右により買入れたる外貨を以て對外支拂に充て其餘を以て通貨準備(直接の通貨準備および非常準備金)に充當し來つたのである。従つてタイ國における通貨發行高は輸出額の増加(即ち國內生産高の増加)に伴つて増大する傾向を有して居た。次表の如し。(單位千バーツ)

佛 曆	西 曆	輸出額(註一)	通貨發行高(註二)	純通貨流通高(註三)
二四七八	一九三五年	一五八、二一八	一三一、三三三	一一五、八一八
二四七九	一九三六年	一八四、三六一	一四三、四三三	一一七、二四七
二四八〇	一九三七年	一六九、四九二	一四五、六七三	一二五、九四四
二四八一	一九三八年	二〇四、四二二	一五〇、〇三三	一三三、二五六
二四八二	一九三九年	二二六、五五三	一九二、四二五	一六九、八五四

二四八三 一九四〇年 一八五、八四一 二三四、七七五 二一四、五八九
二四八四 一九四一年 二九〇、一〇四 二九七、三四四 不 明

(註一) 一九三九年迄は各年四月より翌年三月迄、一九四〇年以降曆年、従つて一九四〇年は實際は九月月間のみ

(註二) 各年末現在

(註三) 通貨發行高より政府手持通貨を控除せるもの、以上一九四〇年迄の數字はイギリス顧問報告による。

然し乍ら上記の如き趨勢は大東亞戦争の勃發に伴ひ根本的に變革せらるるに至つた。即ちタイ國の貿易額は戦争勃發以後急激なる減少を餘儀なくせられたにも拘らず、通貨發行高は猶引續き増嵩を見つゝある。而して之が原因として次の三點を指摘することが出來る。

1. 財政の膨脹 タイ國政府昨年度豫算是普通、追加兩豫算を通じ大凡一億二千萬バーツの赤字を示して居り、此の内大凡三千萬バーツを増税に依り、又六千萬バーツを公債により賄ふことは政府の發表した處であり、殘餘の赤字は寄附金および租税の自然増收により賄ふ建前とのことであるが、尙若干の公債追加發行を餘儀なくせらるべき趨勢にある。而して周知の如くタイ國には投資市場存在せず資金の蓄積極めて貧弱なることは現在迄の公債發行高が僅々三千萬バーツに過ぎず、銀行預金亦六千萬バーツに過ぎざる點よりも充分察知せられる。仍つて政府は財政資金調達のため昨年一月三十一日緊急通貨法に基く大藏省令を以てタイ國國債および無利息國庫證券を通貨發行準備に加へ、大藏省貨幣課は右準備を引當に紙幣を發行し得ることとした。而してタイ國中央銀行設立により同行引受の形式によつて公債が發行せらるるものと見られるが、此の方法が濫用され、且公債の市中消化が充分でない時はインフレーションの激化は不可避である。

2. 貿易の變調 従來タイ國は輸出貿易の伸張に應じて自由に外國品の購入其他の海外支拂に充てることが出來

たけれども、現下の情勢においては外國物資の獲得は爾く容易ではない。さりとて輸出品の生産を抑壓することは此の國の主要人口たる農民の生活を脅威することとなる。日本はタイ國に對し能ふ限りの物資供給に努めて居るけれども尙戦時下相當の束縛を蒙ることは不可避であり、従つてタイ國の輸出産業に放出したる資金は之を回收する道が充分でないこととなる結果、市中に資金の滯留を來す。之が對策については日タイ協力して各種の施策を講ずべきであるが、動もすれば之亦インフレーションの重大原因となることは注意すべきである。

3. 物價騰貴 戦争勃發以來貿易額が激減し、従つて國內取引の總量も減少して居るので、此の方面からの通貨需要は減退して居る筈であるが、他方において日用品の物價は戦争以來暴騰を告げて居るので、總じて國民の日常生活資金は激増して居り、此の方面からの通貨需要も亦決して輕視することが出来ない。

以上の如き原因により通貨發行高は引續き増高の趨勢にある。唯昨年一月以來通貨に關する政府の發表が停止せられて居るので正確なる數字を茲に掲げることが出来ないが、一昨年十一月末（戦争勃發以前）の通貨發行高は二億七千五百萬ベーツで、現在の發行高は大體三億五千萬ベーツ見當と推算せられる。然し乍ら見方によつては右の如き發行高の増加振りは寧ろ驚くに當らないとする人もある。即ち前記せる通貨増發原因が競合してその影響を及ぼすにおいては、通貨は寧ろ一層の飛躍的增加を示すべき筈であるとも考へられるのであるが、茲に右の影響を減殺する諸要素の存在することを考慮せねばならぬ。その一つはタイ國經濟の貧困から生ずる外的な制約であつて、タイ國は如何に老大なる豫算を組まうとも之を國內において實現することが出来ない。例へば歳出の大半を占むる國防費にしても其の施設材料は日本が供給する以外之を獲得する途がない。之は一般物資についても同様であつて、日本から船が着く度に物價は下押し、通貨は收縮すると云ふのが此の國の現状である。今一つは國內的な制約であつて、タイ國政府

は戦争以來凡ゆる統制手段を以てインフレーションの進行を抑制せんとして居る。此の努力は現在迄の處充分なる効果を發揮して居ないけれども、政府は將來益々此の方面に努力を進めて行くものと考へられる。

(四) 通貨發行準備

(一) 準備に關する規定

法定準備の内容は大東亞戦争後において相當の變更を見たので茲には便宜上戦前と戦後とに分けて見ることにする。

大東亞戦争前迄の法定準備は次の通りであつた。

- (イ) 英 磅 貨
- (ロ) 磅 證 券
- (ハ) 金
- (ニ) 金 證 券
- (ホ) 要求拂若くは七日以内の通知を以て大臣の認定せる銀行より磅貨若くは金本位國の通貨を以て支拂はるべき預金
- (ヘ) パーツ 鑄 貨
- (ト) 米 弗 貨

(チ) 弗貨證券

但し右の内證券は買入の日より満期日迄一年以上の期間あるものは總額一千四百萬ペーヅを超えることが出来ない尤も證券と云ふ字句の中には定期預金證書も含まれて居る。又ペーヅ鑄貨の總量は五千二百萬個若くは前年末保有量の孰れか少き方の量を超えることが出来ない。大東亞戰爭前迄の法定準備は右の如く規定せられて居たが、其後更に次の如き追加が各々緊急通貨法に基く大藏省令を以て公示せられた。即ち昨年一月三十一日附を以て

(イ) 一定價格による政府公債

(ロ) 大藏大臣が大藏省貨幣課に對し政府保證の下に發行したる無利息證券(之を國庫證券と稱す)

の二つが法定準備に繰入れられ、大藏省貨幣課は右準備を引當にペーヅ紙幣を發行し得ることとなつた結果、通貨發行は著しく圓滑性を帯びて來たことは前述した通りである。ついで六月十八日附を以て「日本の通貨の單位たる圓は之を法定準備中に加ふ」と規定せられ、大藏省は右の圓を取得せる銀行に對し百ペーヅ百圓の比率を以て圓と引換にペーヅ貨を支拂ふ旨公示した。之によりペーヅと圓との關係は一層明瞭となつたことも既述した通りであるが、茲に吾人が不審に思ふのは何故に圓の準備繰入と同時に磅および弗を準備から削除しなかつたかである。既に磅および弗は通貨準備たるの機能を失つて居り、又従前有した磅および弗の準備は米英により凍結せられて居るので、斯くの如きものを準備規定中に殘して置くことは明らかに無意味であるが、唯タイ國としては國內法規の手續上之が削除の實行が遅れて居るものであると思はれる。昨年日タイ間において締結せられた二億圓の借款は元來米英により凍結せられた部分の準備を補ふためのものであり、右借款は九月初めタイ國議會の承認を経たので、近く多額の圓準備設定と共に、磅および弗の削除が實行せられるものと豫想せられる。

(2) 準備の構成

一九四〇年末現在における準備の明細は次の如くである。

(イ) 證券

長期證券

二分半利附英政府借替公債

(償還期限一九四一四九、市場價格一〇〇)

三分利附英政府借替公債

(償還期限一九四一五三、市場價格一〇三)

四分利附タイ國政府借替公債

(償還期限一九六四、市場價格八七・五)

計

經過利子

差引證券價額

短期證券

英承銀行定期預金證書

(期限六ヶ月、年利二分)

同

(期限六ヶ月、年利一分)

二五〇,〇〇〇〇 磅

九五二,七五〇〇

四九,三五〇〇

一,二五二,一〇〇〇

一,一八二・五

一,二四〇,八一七・五

一三,六四八,九九二・五 磅

二五〇,〇〇〇〇

一,二五〇,〇〇〇〇

同
(期限一ヶ年、年利一分半)
計

一四
1,000,000.0
1,500,000.0
2,750,000.00

(A) 金

タイ國庫保有
米國聯邦準備銀行保有

ファイブ・オンズ

七九五、六六〇・五八五
二五七、一四二・四四九

右價額(一オンズ一六八シリング)

1,052,803.0三
八、八四三、五四五・五
(九七、二七九、〇〇〇・〇〇)

(C) 現 金

英系銀行當座預金

八、三五一、三四六・五

(B) パーツ 鑄貨

一 パーツ 銀貨

一、一六九、八二五個

此地銀價格(一オンズ二三シリング)

五三、一七六・〇
(五八四、九三六・〇〇)

一九四〇年末現在における準備の内譯は前記の通りであるが、之を英米貨および英米兩國保有のものとタイ國保有のものにと別ければ次の通りである。(單位千パーツ)

英米貨若くは英米保有のもの

一九四〇年
十二月末日現在

大東亞 戰
前

(イ) 證 券	一三、六四八	一三、五六五
(ロ) 當座 預金	九一、八六四	一〇六、四二二
(ハ) 定期 預金	二七、五〇〇	二七、五〇〇
(ニ) 金	二三、七六八	二三、七六八
計	一五六、七八二	一七一、二五六

タイ國保有のもの

(イ) 金	七三、五一〇	九九、三四一
(ロ) 銀 貨	五八四	一、一六九
計	七四、〇九四	一〇〇、五一一

右表の如くタイ國は對英米宣戰布告により通貨準備の六割三分を凍結せらるるに至つたが、一方日本よりの金賣却により着々準備内容の強化を計りつつあり、タイ國保有の金準備は其後かなりの増加を見るに至つた。次に最近三ヶ年間における準備の推移を見るに左表の如くである。(單位千パーツ)

通 貨 發 行 高	一九四〇年三月末	一九四〇年末	一九四一年末
内、政府保有	一九二、四二五	二三四、七七五	二九七、三四四
通貨純流通高	二二、五七一	二〇、一八六	明 明
長期 證 券	一六九、八五四	二二四、五八九	一三、五五七
短期 證 券	一三、四一三	一三、六四八	二七、五〇〇
當座 預 金	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二七、五〇〇
以上英貨準備合計	五九、四九六	九一、八六四	一一八、九一九
	一〇〇、四〇九	一三三、〇一三	一五九、九七七

金	九七、二七九	九七、二七九	一三三、六三三
パーツ鑄貨	五一四	五八四	一、一六九
準備總計	一九八、二〇二	二三〇、八七七	二九三、七八〇
準備率	一〇三%	九八%	九九%
發行高に對し	一一六	一〇七	不明
流通高に對し	五二%	五六%	五三%
英貨の保有率	五九	六一	不明
發行高に對し			
流通高に對し			

(3) 準備の運用

右の準備は他の政府資産から完全に分離され、その運用は全て大藏大臣の権限に屬する。即ち貨幣價值維持のため準備を處分せんとする場合は大藏大臣の命令書に基いて之をなすことを要し、且準備の處分と同時に同一額のパーツ紙幣を回收することを條件とする。(タイ國中央銀行の設立により右の大藏大臣の権限は同行總裁に委譲せられる)右は政府側の意思に基く處分であるが、民間からも亦準備の賣却を政府に要求することが出来た。(現在は緊急通貨法の規定により停止せられて居る)即ち一口五萬パーツ相當額以上の磅貨につき之が交換を政府に要求するときは政府は交換の場所および割合(一磅につき一パーツ)ならびに手数料を指定して之に應じ、以てパーツ貨の價值を維持する仕組となつて居たのである。

然し乍ら現實には近年來の貿易好調により準備は毎年増加を示し實際に準備の處分を行つたことはないのである。

即ち最近三ヶ年間に於ける政府對民間の磅取引の狀況を見るに左表の如く常に政府の磅買超過となつて居たのである

民間の對政府磅買超過額 (單位千磅)

一九三九年	一九四〇年	一九四一年
一八〇	六三五	三三〇
一四八	二二〇	三五〇
取引なし	三〇五	取引なし
同	九四〇	二八〇
一〇〇	五九〇	一、一八五
七二七	三八一	(以下數字)
一〇〇	一八〇	(不發表)
六五	三〇〇	
一三〇	二二〇	

(五) 財政剩餘金

前節においてタイ國通貨發行準備の概況を略述したが、尙右以外の通貨價值維持資金として本節に述べる財政剩餘金の存在することはタイ國幣制の特徴である。否、寧ろ此の財政剩餘金こそがタイ國通貨の第一線準備であり、凡ゆ

る通貨への壓迫は一應此の剰餘金の運用によつて支へられる。されば泰佛印戦争其他の事件も通貨發行準備には何等の影響なく、其の残高は引續き増加を示しつつあること前述の如くであるが、財政剰餘金其のものは近年著しき減少を示しつつある。次に掲げる數字は一九四〇年末における財政剰餘金の残高であるが、右の内より敵性通貨および泰佛印戦争における支出を控除するときは昨年末現在残高として僅々一千萬バーツを残すに過ぎないものと推算せられる。

財政剰餘金残高 一九四〇年末現在

タイ國紙幣	一八、二六二、九九三
同 銀 貨	三〇二、四三七
同 補 助 貨	五、二九九、七五九
銀行預金	九、〇九七、九八二
在タイ國	一〇、四四一、三三七
在外國(註)	一、二二七、五〇六
證 券	四四、六三三、〇一四
計	二二〇、一七七磅
(註) 在外國預金通貨別残高	七五八、〇〇二フラン
英 磅 貨	五七、六二二ドル
佛フラン貨	七九七、〇〇〇圓
海峽ドル貨	
日本圓貨	

印度ルービー貨	二〇〇、〇〇〇ルービー
米ドル貨	二、二四八、〇〇〇ドル
伊リラ貨	四九六、〇三三リラ

右の財政剰餘金は又「第一準備金」とも稱せられ、大藏大臣之を管理し、通貨發行準備の趨勢と睨み合はせつつ運営せられる。曩のタイ大藏省財政顧問ドルは其の報告書において屢々此の剰餘金の重要意義を強調し、之が「泰佛印戦争により疑ひもなく重大なる減少を蒙り」たることを指摘し、非常時準備金として之が補填の急務なることを力説して居る。

(六) 結 語

以上において概説した如く、タイ國の幣制は先づ第一に多分に弾力性を有する保證發行制であり、第二に圓にリンクしたところの管理通貨制である。而して大藏大臣は緊急通貨法の規定により(1)各種通貨の法貨たるの限度、(2)タイ國通貨の金又は外國通貨に對する價值、(3)通貨の發行兌換および準備の處分に關し廣汎なる決定權を附與せられて居り、之によりタイ國通貨の戦時體制は完備せられた譯である。然し乍ら通貨の價值維持は戦前磅貨の賣買を通じて行はれたのに比べれば決して爾く容易ではあり得ない。即ち財政の調節、貿易の發展、物價の統制は刻下の急務であるが、右の外に通貨操作自體による價值維持手段としては金の對民間賣却および對日爲替操作が残されるのみである。タイ國內において僅かの産金しか有せず、且又對日爲替操作においても日泰兩國の嚴重なる爲替管理下に在る現在、以上孰れも日本の援助と諒解なくしては果し得られないことは明白であり、茲に兩國間の連繫を一層強化すべき要請がある。

タイ國現行司法制度の發達過程

タイ國辯護士會々員 ワッタナー・イツサラバクダイ

司法行政の獨立

チュラーロンコーン王時代に司法省が創設せられる迄は、タイ國の司法裁判所は種々の行政官廳の管轄下に置かれ裁判手續が煩瑣であつた爲め訴訟關係人に少なからざる困難と不便とを與へてゐた。斯かる實情に鑑みラタナコーン曆一〇〇年（西曆一八九二年）司法省が新設せられて、既存の裁判所は繫屬中の訴訟事件及び職員と共に總べて司法省に移管せられ、且つ改組された。其の後更に裁判所の合併或は新設など裁判所組織の改善が時々行はれ、バーンコークに於ける司法制度が漸く其の形態を整へるに至つて、各縣に於ける司法行政整備の事業が着手された。

各縣における司法行政に關しては、其の第一著手としてタイ國法曹界の重鎮ラーチャブリー親王を主班とする三名の特別委員を任命する法令を發布し、各縣に於ける司法裁判所の行政上及び司法上の職能に付き變更改善を圖らしめることゝなつた。此の特別委員は地方裁判所に對する監督權を有し、之等各裁判所内部の管理並びに其の取扱ふ訴訟事件の處理に關し全國地方裁判所の裁判官を指揮する權能を有し、又あらゆる訴訟事件に付き審判をなし、裁判手續

その他に關して必要なる改善を圖る權能を與へられた。

特別委員は各州を歴訪して其處に滞在し、職權上の特別委員たる州長官及び同州内の縣知事一名と共に職務を行ひ斯くして一州内の特別委員の業務が終了するや其の州の裁判所を總て司法省に移管せしめた。斯かる間に民事並びに刑事訴訟に關する近代的な諸法令が制定せられて、舊來の裁判方法は漸次廢止されるに至つた。ラタナコーン曆一二年（西曆一九〇五—六年）に至つて、各種の法令中に雜然と規定せられて居た裁判所構成及び民事訴訟に關する諸法規を統一整理並びに改正する事となり、その結果ラタナコーン曆一二年に裁判所構成法及び民事訴訟法の制定を見た。

治外法權問題の解決

タイ國司法行政上の一大障礙は治外法權であつた。タイ國と友好的條約關係を有する或る國々の領事は従來自國民間及び自國民とタイ國民との間に生ずる紛争を自國の法規に従つて審理判決する事を許されてゐた。之等の諸條約國から完全な司法自治權を回復するには、タイ國法典の編纂及び司法裁判所の再編成を必要とした。そこで、法典編纂委員會が設置せられ、程なくラタナコーン曆一二年の刑法が發布せられた。これは今日尙實施されてゐる。數年を経て民法が發布せられ、之れに續いて各種の重要法規が順次に發布せられた。

司法行政改善の結果、諸條約國は條約改正に同意し、自國民をタイ國裁判所の裁判權及びタイ國法に服せしめた。但しそれには尙一定の條件が附せられ、例へば自國民が被告或は被告訴人たる事件に付いては領事は之れを領事裁判に附する爲め取り下げ得る權利を保留した。

同時にタイ國法典即ち刑法、民商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、及び司法裁判所構成法の發布を見たる時は、爾後五年を経て、タイ國裁判所は外國人の關係する總ての事件に對し完全なる管轄權を有すべき事が約諾せられた。

言ふ迄もなくタイ國政府は協定せられたる之れ等法典全部の速かなる發布に鋭意努力した。そしてタイ國が專制王國から轉じて立憲王國となるや、新政府の中核となり、引續いて現政府の柱石をなしつつある當時の革命主謀者等は未發布法典起草の促進に努め、その結果、民商法第五篇（親族法）、同第六篇（相續法）が佛曆二四七七年（西曆一九三四年）に發布せられ翌年より實施された。

右の如くタイ國法典の全部の發布を終つた結果、曩に對英佛條約により設置せられた國際裁判所及び外事裁判所は英佛兩國民を含む新事件に關しては管轄權を失ひ、従つてこの兩者は新司法裁判所構成法より除外せられた。斯くして佛曆二四七八年十月一日即ち佛曆二四七七年の新司法裁判所構成法實施の日以降、タイ國司法裁判所は次の如く分類されてゐる。

一、第一審裁判所

一、控 訴 院

一、大 審 判 院

右の内、第一審裁判所は更に左の如く細分される。

イ、バーンコーク及びビトンブリー

(1) 地方裁判所

(2) 民事裁判所及び刑事裁判所

ロ、縣

(1) 地方裁判所

(2) 縣裁判所—一切の民事事件につき管轄權を有す。

地方裁判所は英國警視廳輕罪裁判所 (The Metropolitan Police Court of England) に類似するものであるが、首都のみでなく各縣に於ても開設されること其の他の相異を持つてゐる。

前述の如くタイ國裁判所は、タイ國諸法典發布の後五年を経て初めて完全なる司法自主權を有つ事となつてゐた。而して其の期限迄は一切の外國人はタイ國裁判所で裁判されるが、一定諸國の外交使節或は領事官は、タイとの條約に基き自國民に關係する事件を取り下げて之れを他の裁判所で裁判する事が出來た。タイ國政府は此の制度の即時撤廢を目的として數年前關係諸國と交渉し、諸國をして移審權を放棄せしむるに成功した。その結果、今やタイ國に於ける總ての外國人はタイ國裁判所の完全なる裁判權に服する事となり、特權、特典等を有する國は一國も無くなつた。

裁判官と辯護士

タイ國裁判所に於ける一般の事件は決して長時間を要せずして處理されてゐるが、タムロン・ナーワーサワット閣下を主務大臣とする司法省は、事件處理の迅速化を目的として最近裁判官の増員、及び司法裁判所構成法の改正を行つた。改善の跡顯著なる改正破産法も最近發布せられ、又久しく準備中であつた新刑法も速からず議會通過の運びとなるものと思はれる。

次にタイ國の裁判官及び辯護士に就て一言しやう。

タイ國裁判官は從來辯護士中より選任されてゐたが、最近この慣習を廢止して、判事登用の競争試験制度が設けられた。其の受験資格は文政大學の法學位即ち *Prinya Tri* (プリンヤ・ツリ) の所持者と定めてある爲め、自然同大學に於て行はれる法律教育の高い水準がタイ國裁判官の學問上の教養を高からしめる結果となつてゐる。同大學は最近本科の修業年限を三ヶ年より四ヶ年に延長した爲め、同大學及び其の出身者の聲價を一層高からしめた。同大學卒業者は辯護士會に入會すると辯護士開業免狀を請求することが出来る。檢事局員も從來の辯護士或ひは辯護士會に入會せる前記新大學の學位保持者より成る辯護士會々員をもつて構成されてゐる。

タイ國の司法制度に對して普通行はれる批評の一つは、裁判官の多數が若か過ぎると云ふ事である。今一つは英國に於て自由擁護の根源と認められて居る陪審制度及び裁判所令狀による裁判がタイ國に無いと云ふ批評である。

なる程、タイ國裁判官の中には比較的若年の者も居るが、併し彼等はタイ國の法律及び其の實務に精通し、而も地方裁判所以外の第一審裁判所では判決は裁判官二名の合議によらしめてゐる。これは一名よりも二名の方が好いと云ふ原則に合致するものである。地方裁判所では單獨の裁判官が一定種類の事件を審理判決し得ることとなつて居るが、地方裁判所の裁判官も他の裁判所々屬の裁判官と同じ有資格者であるから、法に準據する裁判を行ふ點に於て、他の或る國々に見る如き所謂治安判事などよりは一層適任である。

又陪審制度に就ては、タイ國の現状に於て之れを採用するならば、必ずや無益の滯滞と不公正を醸すであらう、と云ふのが該制度の實際に通ずる者の定説である。又刑事訴訟法第九十條(註)はタイ人の公正と自由に對し裁判所令狀と同等の保障を與へるものであるから、裁判所令狀による裁判が無いと云ふ前記の批評は全く當を得て居ない。

(註) 刑事訴訟法第九十條

法律ニ反シテ拘禁、留置セラレ、或ハ裁判所ノ判決ニ反シテ投獄セラレタル場合、左ニ掲グル者ハ其ノ釋放ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

(イ) 被害者

(ロ) 被害者ノ配偶者、親族、若クハ利害關係人

(ハ) 檢査

(ニ) 刑務所ノ長若クハ主務官吏

釋放ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ拘禁、留置、或ハ投獄ヲナシタル官吏、或ハ人、及拘禁、留置、或ハ投獄セラレタル者ヲ共ニ出頭セシムル爲召喚スベシ、拘禁、或ハ留置ガ法律ニ反シ、或ハ投獄ガ判決ニ反スル事ヲ確認シタルトキハ、裁判所ハ被害者ノ釋放ヲ命ズベシ

國民保護の泰國職業政策

江尻英太郎

南方民族は共通した怠慢な民族性を持つてゐる。タイ族もこの例に違はざるかの如く言ふ者もある。これは氣候風土のみでなく、有り餘る豊富な天然資源が原因となつてゐると言はれる。

歴史を繙くと、タイ國南下前のタイ族は非常に勤勉であつた。その後絶えず他民族の壓迫を受け移動を續けてゐたので、移動先の開拓に餘念がなかつた、然るにチャオプラヤー河に沿うて兩岸に曠漠と廣がる豊饒な平野は、タイ族に怠慢を教へたのではなからうか。

現代まで、タイ人は物資に餘りにも恵まれて來たので好んで安樂な生活を營んでゐた。従つてタイ人の従事してゐた職業は、比較的安易のものを選ばれた。それと一つにはその高踏的な民族心理からもあつて、彼等最高の

希望は高等官吏又は高給雇員であつた。それがため國家の繁榮の基礎である他の職業部門はことごとく外國人の勢力下にあつた。ことに支那人の獨占と謂つても過言ではない。米作のみ辛うじてタイ人の手に握られてゐる。

華僑は商才に長じ功利的であるから、米作の如き悠長で原始的な農業は顧みず、タイ國人に不向な利益のある特殊農作にのみ従事してゐる。試みに佛曆二四七二年即ち立憲政治施行前に於けるタイ國統計局の職業別人口調査を引用してみよう。

農林牧畜業	八三%	六、二四五、三五八人
漁業	一%	八二、八五三人
自由職業	一%	九三、九六七人
商業	七%	五〇三、八三九人

官吏(軍人を除く)	二%	一六四、五二六人
雇員	一%	六二、一〇九人
	五%	三六七、一〇五人

右に依れば、先づ農林牧畜業が一位を占めてゐる。この内安易な原始的米作に甘んじてゐるタイ人は一〇〇%を占めてゐるも、護謨の栽培、甘蔗、胡椒、野菜、果樹其他の栽培業に至つては一%のみで、九九%は華僑又は其他の人種である。林業に至つてはことごとく歐米人の支配する所であつた。

漁業の八萬人の中六萬人即ち七五%が華僑である。商業に至つては殆んど全部が華僑に支配されてゐて、タイ國商業は華僑商業とさへ呼ばれ、タイ國に對する貿易は華僑との取引に歸着してゐるとさへ言はれてゐる。産業に至つては精米所、製材所等はことごとく華僑が經營してゐるものである。

自由職業に於ては國內至る所華僑の貴金銀細工店、理髮店等が軒を連ねてゐる。その中極く少數のタイ人經營のものが点在してゐるに過ぎず、産業及び全ての事業

の原動力である。労働者は概ね華僑である。

官吏及び雇員はもつともタイ知識階級の望む所で、これはタイ人の手に掌握されてゐる。

如斯き事情に鑑み、當初タイ政府は華僑の來住をむしろ歓迎し、華僑の力を以て種々の開拓を計つてゐた。

然るに世界文明の進展は斯様な状態で推移するを許さなかつた。果然立憲政治が確立されると同時に新國家建設案が樹立された。しかし今日まで國家建設上最大の障礙であつたものは國民職業問題及び華僑對策である。如何に政府がこれに對處しつゝあるか考察せんとするのが本篇の主題である。

前述したる如くタイ國民は安樂を好む一面、他人の恩恵を受け生活する事も平氣である。元來タイには大家族制度の風習があつて、一家の中に數家族が住し、少數の人の働きにより生活が保證されてゐる。家族人員十人の内九人は徒手して安閑な日を送り、働く一人の收入により生活してゐる。強力國家建設には全ての國民の協力が必

要である。引續く國際關係の變化は必然的にタイ國を深
いねむりから呼び起したのである。

タイ國政府は佛曆二四八二年三月二十一日付左記第七
國民信條を以て、國民に呼び掛けた。

國民信條第七條 國家建設協力ノ件

政府ハ國家ノ發展ハ官吏ノ協力並ビニタイ人同胞全部
ガ一定ノ職業ニ就キ生活程度ヲ向上スルコトニ依ツテ
得ラル、モノト認ム

又國家建設ハ大事業デアリ完全ナル協力ヲ要ス、タイ
人同胞ノ全部ガ努メテ自個及ビ家庭ノタメ何職業ヲ不
問職ニ就キ、従事セル職業ヲ向上セシムルトキニ於テ
ノミ國家ノ繁榮ガ期待サレル。職業ニ就キタルタイ人
ハ國家建設協力者トスル。茲ニ於テ内閣ハ全員一致左
記ノ國民信條ヲ公布ス

「タイ國民ハ全部國家建設ニ協力スベシ、身體強健ノ
者ハ一定ノ職業ニ就クベシ。無職ノ者ハ國家ニ協力セ
ザル者トシテタイ國民ノ尊敬ヲ受クルコト能ハザルモ
ノトス」

總理大臣 ビブーンソングクラーム

右の國民信條により全てのタイ人は職業を持ち、従來
の寄生虫的生活は許されなくなつた。しかし全ての人を
官吏に採用出来るかと言ふと、これにも自づと範圍があ
り、農業に全部吸収出来るかといふに、それにも又そ
れぞれ適不適がある。しからは産業、商業はどうか、こ
れは前述した如く華僑の手にあり、割込む餘地がないの
である。故に左記職業技能保護法を公布し、タイ人に向
く仕事であつて従來タイ人も従事してゐたものは、タイ
人のみ従事出来る仕事とし、タイ人の職業分野を保護
擴張した。

佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル職業並ビニ技能ノ
指定ニ關スル勅令

アナンタマヒドン王ノ御名ニ於テ

攝政委員會

(佛曆二四八四年十二月十六日及ビ佛曆二四八〇年八月四
日人民代表議會々長ノ告示ニヨル)

アーティット・ティップアパー

陸軍大將ウム・ビチナジョンヨーティン
プリデーイー・パノムヨンク

本朝第九年佛曆二四八五年五月二日付公布

タイ人ニ限定スル職業及ビ技能ヲ指定スル必要ヲ生ジタルニ
ヨリ

攝政委員會ハ國王ノ御名ニ於テ佛曆二四八四年職業並ビニ技
能法第三條ニ基キ勅令ヲ左ノ如ク公布ス

第一條 本勅令ハ「佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル職業
並ビニ技能ノ指定ニ關スル勅令」ト稱ス

第二條 本勅令ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本勅令ニ添附サレタル表ニ記載アル職業並ビニ技能
ハ全國タイ人ニ限ラレタル職業アル技能トス

第四條 タイ人ニアラザル者ニシテ本勅令施行ノ日既ニ第三
條ニ規定サレタル職業又ハ技能ヲ有スル者ハ本勅令
施行ノ日ヨリ

(イ) 添附表中第一ヨリ第二五番ノ職業及ビ技能ノ
場合九十日

(ロ) 添附表中第二六ヨリ第二七番ノ職業及ビ技能
ノ場合一ケ年

期間ノミソノ職業ヲ營ミ技能ヲ用フルヲ得

第五條 本勅令ハ内務大臣之ヲ掌ル
勅令奉載者

總理大臣元帥 ポー・ビブーンソングクラーム

添附表

- 1、佛像製造又ハ鑄造業
- 2、佛像販賣業
- 3、木 樵 業
- 4、荒物屋ニ於ケル小賣ヲ除ク煎販賣業
- 5、炭 燒 業
- 6、荒物屋ニ於ケル小賣ヲ除ク炭販賣業
- 7、水汲製造業(註、金屬製ノモノ)
- 8、荒物屋ニ於ケル小賣ヲ除ク水汲製造業
- 9、樹脂油製造業
- 10、荒物屋ニ於ケル小賣ヲ除ク樹脂油販賣業
- 11、炬火製造業
- 12、煉瓦製造又ハ販賣業
- 13、婦人帽製造業
- 14、婦人服裁縫業
- 15、婦人服裁縫業
- 16、嗎居染業(註、嗎居ハ嗎居樹ノ實チ黒ノ染色)
- 17、簾ヲ除ク家具用手藝業
- 18、漆器製造業
- 19、黒金鑲嵌物製造業(註、金屬ノ表面ニ模様ヲ彫刻又ハ浮
カシ模様以外ノ部分ヲ黒クシタルモ

- 20、タイ模様彫刻業
- 21、タイ文字活版印刷
- 22、花火製造業
- 23、兒童用人形玩具製造業
- 24、傘製造業
- 25、電氣業
- 26、辯護士業
- 27、理髮業

右勅令の追加令として左の勅令が公布されてゐる。

佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル
職業並ビニ技能ノ指定ニ關スル勅令第二號

アナンタマヒドン王ノ御名ニ於テ

攝政委員會

(佛曆二四八四年十二月十六日及び佛曆二四八〇年八月四日人民代表議會會長ノ告示ニヨル)

アーティット・ティップアパーバー

陸軍大將 ウム・ビチャジュンヨーティン

ブリーデー・パノムヨンク

本朝第九年佛曆二四八五年九月十八日公布
佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル職業並ビニ技能ノ指定ニ關スル勅令中改正ス可キ條項アリタルニツキ

佛曆二四八四年職業並ニ技能保護法第三條ノ規定ニ基キ國王ノ御名ヲ以テ左ノ通り勅令ヲ公布ス

第一條 本勅令ハ「佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル職業並ニ技能ノ指定ニ關スル勅令第二號」ト稱ス

第二條 本勅令ハ官報公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 佛曆二四八五年タイ國人ニ限定スル職業並ニ技能ニ關スル勅令第四條ノ末ニ左ノ條文ヲ追加ス

但シ内務大臣適當ト認メタルトキ内閣ノ認可ヲ受ケ指定期間ヲ延長スルコトヲ得

第四條 本勅令ハ内務大臣之ヲ掌ル

勅令奉戴者

總理大臣元帥 ポー・ビブソンククラーム

又各工場各事業に於ける職工、勞働者にもタイ人の優先的雇用を規定し、工場、事業に使用さるる勞働者の内タイ人の數及び比率を定めタイ人の職域を保護するものとして左記法律が公布されてゐる。

佛曆二四八五年職業及ビ技能保護法(第二號)

アナンタ・マヒドン王

(佛曆二四八四年十二月十六日及び佛曆二四八〇年八月四日人民代表議會會長ノ告示ニヨル)

アーティット・ティップアパーバー

第七條 本法ハ内務大臣之ヲ掌リ本法ニ基キ省令ヲ公布ス
省令ハ官報公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令奉戴者

總理大臣元帥 ポー・ビブソンククラーム

尙日本に協力大東亞戰參戰以來職業保護法も單に職業を保護するのみでなく、自給自足並びに高度國防を形成するため、新たに國家總動員を目的として左記の法律が公布された。これに基き政府は人的資源を適材適所、自由に徵發國益に驅使する事が出来る。タイ國は従前外國に物資を仰いでゐた他國依存の國家であつた處、戰は自給自足の必要を致へ、後れ馳せながら自給自足圖確立の意圖が法律化したのである。

佛曆二四八五年

食料品日用品増産職業行爲ニ關スル勅令(第二號)

アナンタマヒドン王ノ御名ニ於テ

攝政委員會

(佛曆二四八四年十二月十六日及び佛曆二四八〇年八月四日人民代表議會會長ノ告示ニヨル)

アーティット・ティップアパーバー

ブリーデー・パノムヨンク

ブリーデー・パノムヨンク
本朝第九年佛曆二四八五年八月七日付公布
人民代表議會決議ノ結果佛曆二四八四年職業及ビ技能保護法中改正サルベキ條項アリ

人民代表議會ノ贊同ニヨリ國王左ノ法律ヲ公布ス

第一條 本法ハ佛曆二四八五年職業及ビ技能保護法第二號ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本法ニ於テ

「工場」トアルハ、工場法及ビ工場法ニ基ク勅令ニ定メラレタル個人、會社ノ工場ヲ謂フ

「職工」トハ工場ノ職務ニ従事スル者ヲ謂フ

第四條 工場ニ於テ雇用スベキタイ人ノ數及ビ率ヲ規定スル勅令ヲ公布ス

該勅令ハ全テノ工場又ハ特殊工場ニ於テタイ人職工ヲ雇用スベキ數又ハ全職工ニ對スル比率又ハ工場内ノ職務ノ一部ニ對シタイ人職工雇用ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第五條 第四條ノ規定ニヨリ公布サレタル勅令ハ官報公示ノ日ヨリ百二十日以内ニ之ヲ施行ス

第六條 工場主ニシテ本法ニ基キ公布施行サレタル勅令ニ違反シタルトキハ五千バーツ以下ノ罰金ニ處ス

本朝第九年佛曆二四八五年九月二十八日付公布

佛曆二四八五年食料品日用品増産職業行爲ニ關スル勅令中改正スル條項アリ

攝政委員ハ國王ノ御名ニ於テ佛曆二四八四年非常時政府高權委任法及ビ改正佛曆二四八五年非常時政府高權委任法第二號ニ基キ左ノ勅令ヲ公布ス

第一條 本勅令ハ「佛曆二四八五年食料品増産職業行爲ニ關スル勅令第二號」ト稱ス

第二條 本勅令ハ官報ニ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 佛曆二四八五年食料品日用品増産職業行爲ニ關スル勅令ハ之ヲ廢止ス

第四條 タイノ男子ハ戰爭遂行ノため並ビニ國家要求ノ物資生産ニ、智力、體力、財力ノ最善ヲ盡シ職業ヲ營ミ政府ニ協力スル義務ヲ有ス

但シ左記ノ者ヲ除ク

(イ) 五十歳以上ノ者

(ロ) 政府及ビ市並ビニ文部省認可アリタル私立ノ教育機關ニ於テ勉學中ノ者

(ハ) 佛教ニ於ケル比丘又ハ沙彌

(ニ) 不具者、病弱者又ハ精神異常者

第五條 總理大臣ヲ會長トシ内閣ノ賛同ヲ得總理大臣ガ任命シ官報ニ公示シタル四名以上ノ委員ヲ以テ委員會ヲ

設ク

委員會ハ農林ノ商業ノ産業委員會ト稱シ、コ・ポ・オ・ト略稱ス

第六條 委員會ハ命令書ヲ以テ第四條ノ義務アル者ニ對シ左ノ四大項目ノ職業ニ從事セシムルコトヲ得

(イ) 農林ニ關スル職業

(ロ) 商業ニ關スル職業

(ハ) 産業ニ關スル職業

(ニ) 雜務ニ關スル職業

命令書ニハ職業從事開始日並ビニ場所ヲ指定ス

委員會ハ内閣ノ認可ニ基キ一人又ハ數人ノ者ヲ任命シ委員會ヲ代理委員會ニ屬スル指定地域ノ事務ノ全部又ハ一部ヲ執行セシムルヲ得

第七條 職業従事者ノ考查ハ職業ノ必要、各人ノ智力、體力、財力、能力並ビニソノ職業ガ従事者ニ齎ス利益ヲ考慮シ委員會又ハ事務員之ヲ考查ス

第八條 本勅令施行ノ都合上、委員會又ハ事務員ハ狀況報告又ハ作業試験ヲ命ズルコトヲ得、ソノため委員會又ハ事務員ハ指定従業者ヲ呼出スコトヲ得又證據物件提出ヲ命ズルコトヲ得

本勅令ニ基キ指定サレタル従業者ノ營業調査ノ便宜上、委員會又ハ事務員ニ委嘱サレタル者ハ従業者ノ從業ヲ營ム土地又ハ從業場又ハ從業者所有ノ土地(從業ヲ營ム以外ノ土地)ニ出入スルコトヲ得

第九條 第八條ニ基キナシタル報告又ハ作業ノ内容ハ極秘トシ、公開又ハ本勅令執行以外ニ用フルコト又ハ本勅令又ハ刑法事件ノ裁判ニ用フルコトヲ得ズ

第十條 戰爭遂行又ハ日用品其他ノ品ノ増産ニ密與シタル従業者ニシテ委員會ガ認メタル者ハ内閣官房令ニ規定セル服裝ヲ着用スルコトヲ得及ビ國家功勞従業者證書ヲ受領スルコトヲ得

第十一條 従業者ニシテ誠實勤勉作業ニ従事シ、其作業ガ成果ヲ擧ゲタルトキハ國家ニ功勞アリタル者トシ勳章下賜考査ヲ受ケ、並ビニ適當ト認メラレタルトキ國家式典ニ參列スルコトヲ得、ソノ他政府ハ國益ニ協力シタル者ヲ賞スルコトヲ得

第十二條 誠實勤勉作業ニ従事シタル従業者ニシテソノ作業ヲ停止セザルヲ得ザル事故生ジタルトキ、政府ハ適當ノ保護援助ヲ與ヘルコトヲ得

第十三條 前項ノ賞金及ビ保護援助ハ委員會ノ規定ニヨルモノトシ、最大功勞者ハ作業ニ投ジタル資本金ト同額ノ賞金ヲ受クルコトヲ得

第十四條 従事セル職業ヨリ得タル利益ハ従業者ノ所得トス

第十五條 委員會又ハ事務員ノ命令ニ違反シ指定サレタル職業ニ従事セザル者又ハ職業ニ従事セルモ怠慢ニシテ誠實ニ従事セザルカ又ハ理由ナクシテ作業ヲ放棄シ

タル者ハ之ヲ五千バツ以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第八條第一項ノ規定ニヨル委員會又ハ事務員ノ命令ニ違反シタル者又ハ第八條第二項ノ規定サレタル委員會又ハ事務員ハ事務遂行ヲ妨ゲタル者ハ之ヲ一千バツ以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ二千バツ以下ノ罰金又ハ一ヶ年ノ懲役又ハソノ兩者ニ處ス

第十八條 委員會ノ命令ナクシテ第六條ノ規定シタル職業ニ従事又ハ職業ノ向上發達ヲ援助シ國益ニ密與シタル者ハ勳章下賜考査ヲ受ケ又ハ委員會ノ規定ニ基キ二萬バツ以下ノ賞金ヲ政府ヨリ給與サルコトヲ得

第十九條 本勅令ハ總理大臣之ヲ掌ル勅令奉戴者

第二十條 總理大臣元帥、ポ・ビブリンソングクラーイム

尙、この外特殊の職業及び技能に付いても個々に法規が設けられ、タイ人優先が考慮されてゐる。例へば教職員の場合には左の如き佛曆二四七九年私立學校法(拔萃)の如きが公布されてゐる。

第二十一條 學校ノ教職員ハ所轄長官ノ認可ヲ要ス

認可ハ左記ノ條項ニヨリ下附スルモノトス

(イ) 滿二十歳ノ者タルコト、但シコノ規定ニヨラ

三三

- ス主務大臣適當ト認メタル滿十五歳以上ノ者
- (ロ) 第七條(一)(イ)及ビ第八條(一)並ニ(二)(一)ノ規定スル資格アル者
- (註) 第七條(一)(イ)ハ
品行方正ニシテ精神ニ異狀ナキ者
- 第八條の(二)は、
第七條(一)(イ)ノ規定ニヨル資格及ビ懲役
又ハ過失罰ニ處セラレタルコトノナキ者、
- 第八條の(三)は、
身體強健ナル者ニシテ省令規定ノ病氣ニ侵サ
レ居ラザル者
- (イ) 教員免狀ヲ所持スル者又ハ文部省規定ノマ
ヨム(中等科)第三年修了ノ者、又ハ主務大臣同
等ノ資格ヲ認メタル知識ヲ有スル者、但シ初期マ
タヨム教育ヲ設施サレオラザル地域ニ於テハ所轄
縣廳教員官ノ認可ニヨル初等科第四年修了者タ
ルコト。但シ職業技能ヲ擔當スル教職員ハ前記規
定ノ資格ハ要セザルモノトス、但シ擔當科目ノ職
業技能ニ堪能ナルヲ要ス
- (二) 省令ニ規定スルタイ語ノ知識ヲ有スル者タル
コト

これにより外國人が教職員になる事は非常に困難とな

つて来る。しかしこの法規は次の事情により施行されたものである。最初教職員になる事は自由であつたが、そのため華僑共産黨員は學校を利用し共産主義の宣傳を計つた。これはただ單に華僑に及ぼす弊害のみならず、タイ人全般にも影響する所少くないので、先づその対策として教職員の資格を設けたのである。それが今日役立つて來たのである。文部省の檢定試験として出されるタイ語の問題は初等科を了へたのみではとても難解のものであり、これに數年の年月を掛けるよりもタイ人又は華僑の場合は第二世を教職員に雇用した方が早道となつて來るのである。單に教職員のみならず、校長、學校經營者にも同様の資格が課せられてゐる。

醫業の如きも、醫師になる者の資格の中タイ語が必須資格と規定され、タイ語にて檢定試験を要する事となりこれによりタイ人醫師の立場が保證されてゐる。

この外あらゆる部門にわたつて全てタイ人優先本位としてゐる。

泰國に於けるわが映畫工作の進展

中 島 銈 一

泰では、「日本の影繪」とか「日本の芝居」とかいふ言ひ方で映畫のことを表現する習慣があるさうだが、これは、この國に映畫をはじめたのが日本人であつたからといはれる。すなはち明治三十九年頃、某といふ日本人が、盤谷市内に天幕ばりの興行場をつくり、映畫興行を行つた。非常な人気であつて、この國の高貴の方々すら時々御臨場された由である。その時上映された映畫のなかには日露戦争の實寫物があつた。センセーショナルな内容と、動く寫し繪としての新奇な形式とが結びついて紹介されたのである。泰國の人々の驚きと喜びは我々の想像以上であつたらう。

けれども、これは過去の或る一時的出來事にすぎなく、その後は日本公館を通じて以外日本映畫のこの國に持ちこまれることはなかつた。かうした、ブランクの數十年を経て、ふたたび日本映畫が彼の地の人々に提供される時が來た。昭和十七年のことである。

この年六月十二日、南洋映畫協會の支社が盤谷に開設された。いふまでもなくこの協會—南映—は日本映畫の南方進出を目的として設立されたもので、盤谷のほかには西貢、河内、マニラに支社を置き、昭南にも支社開業の準備が進められてゐた。わが映畫の泰に於ける組織的活動がここにはじまる。支社はまづ、大使館、觀光局出張所など、出先當局へ到着してゐたフィルムをひき受け、その一元的配給を開始した。當時、盤谷支社の手中にあ

つたのは、それら引受けフィルムと、自身が日本から新たに持参したものと合して、時事映畫二十八巻、文化短編映畫二十二種三十七巻で、折角の日本映畫進出の武器としては、貧弱を極めてゐた。のみならず、劇映畫はただの一つもないのである。歐米映畫の長年にわたつて築き上げた牢固たる地盤へ食ひ入ることは、困難を極めてゐた。

しかし、泰國映畫界への日本映畫の今度の登場は、その昔の「日本の影繪」時代と異なり、決して單なる見世物興行ではなかつた。それは、明瞭に日本の國家意志に裏づけられた文化事業であり、大東亞戰爭完遂のために日本と泰國の民衆を結びつけるための工作なのであつた。泰國に於ける日本映畫事業はどこまでもこの道を邁進してゆくべきなのであつた。

その間に、中央にあつては、陸海軍兩省、外務省、情報局等關係廳間に於て、對南方映畫工作に關する具體的な指導方針が考究されつあつたが、その成案は昨十七年九月十日の定例次官會議に於て陸軍次官より説明され

その場で決定された。その要項は次の通りである。
一、南方諸地域（香港を含む、以下同じ）に於ける映畫の配給、宣傳、報道、宣撫上主要なる映畫館の經營及興行輸入移出入及映畫關係資材の配給に關しては社團法人映畫配給社（以下映配と略稱す）をして之に當らしむること

二、右事業を運營せしむる爲、映配本社内に之を專管する部局を新設せしむること

三、南方諸地域に於ける時事映畫並びに文化映畫の現地製作に關しては社團法人日本映畫社（以下日映と略稱す）をして之に當らしむること

四、南方諸地域の廣汎にして且各々特殊性を有するに鑑み映配及日映の各支社を指定する地に設置せしめ、各地所在支社の機構は相當強力且獨立性を有するものたらしむるも、各支社と本社との聯繫性並に各地所在映配及び日映支社相互間の聯繫を緊密ならしむること

五、占領地に於ける治安工作並に宣撫工作等の重要性に鑑み右各地所在映配支社をして巡回映寫を強力活潑に

行はしむると共に南方諸地域に於ける皇軍慰問をも兼ね行はしむること

六、映配及び日映の各地所在支社は、夫々現地出先官憲（占領地にありては陸軍は軍司令部、海軍は民政府、佛印にありては特派大使府、泰國に於ては大使館）の指揮監督下に事業の運營を行はしむること
七、南方占領地域に於ける劇映畫の現地製作に關しては差當り現地陸海軍の指揮監督の下に必要に應じ内地の映畫會社を一時的に現地に派遣製作せしむることありその恒久的處置に關しては別途考究のこと

八、現在の株式會社南洋映畫協會は之を解散せしめその事務並に社員を映配に引繼がしむること
以上は、所管各省及び情報局關係官並に映配、日映、その他映畫界代表者に提示され、ここに對南方映畫工作は強力に推進されることになり、南映盤谷支社は映配泰支社へと發展し、いままでの準備的期間を脱して、愈々本格的活動に入ることになつた。
昭和十七年十一月以降における日本映畫上映狀況は次の通りである（封切のみを示す）。

昭和十七年度

日	時	上映館	番	組	種別卷數	製作	觀客動員數
十一月十八日		オデオン	希望の青空	劇7	東寶	一六、五〇八	
			捕	文化2	松竹		
			中華電影ニュース	時事2			
二十五日		オデオン	支那の夜	劇14	東寶	三五〇（招待試寫）	
			大東亞ニュース	時事			
			空の神	記録7			
三十日		チャランクルン	マレ1 戦記	記録8	日映	一五〇（招待試寫）	

十二月九日	南星戲院	大東亞電影新聞	時事7	一、〇〇〇(無料公開)
九日十三日	西舞臺	産業都市東京(華語版)	文化2	
	チャランクルン	唄と踊り	短篇1	
		マレー戦記	寶塚映畫	一七、〇二七
十一月十七日	オデオ	大東亞ニュース(泰語版)	二	
	チャランクルン	泰國歩兵第三部隊軍樂隊出演 (アトラクション)		
十一月二十二日	オデオ	支那の夜	劇14	一六、〇二五
	チャランクルン	大東亞ニュース(泰語版)	文化2	
二十二日	泰學習院にて	日本の工業	文化1	
十一月三十日	オデオ	日本の海軍	記録	
	オデオ	大東亞ニュース	文化1	
十一月二十七日	オデオ	マレー戦記	劇10	東寶
	オデオ	燃ゆる大空	劇15	松竹東寶
	オデオ	大東亞ニュース		
	オデオ	西住戰車長傳(ロードショー)		一、二七三
十一月十四日	オデオ	西住戰車長傳	劇12	一六、二〇四
十一月十九日	チャランクルン	南海の花東		九、八一七

昭和十八年度

十一月三十日	オデオ	大東亞ニュース	記録2	東寶
	オデオ	空の神兵	劇11	東寶
	オデオ	大東亞ニュース	劇9	東和商事
十一月十七日	チャランクルン	東京交響樂		
	チャランクルン	ハワイ・マレー油海戦		日獨親善プログラム
	チャランクルン	新しき土		
	チャランクルン	ドイツ戦争ニュース		
十一月十五日	天外天	馬來戰記	劇8	東寶
十一月十四日	天外天	孫悟空	劇14	松竹
十一月二十八日	オデオ	純情二重奏	劇9	東寶
	オデオ	翼の凱歌		

以上の諸作品は、どんな反響を彼の地でまき起したらうか、われわれの最も關心事とするところである。しかし、この點に關しては報告が未着で、一々の作品について記すわけにいかないのが残念である。ここでは、わづかにデビュー作品「希望の青空」と記録映畫「マレー戦

記七の場合についてみよう。前者の上映は、一日三回興行續映八日間といふ、嘗てアメリカ映畫でも作らなかつたやうな、泰では稀有な記録をつくつたものであつた。この作品はいたる所のクラブで話題の中心となり、上映館の中は、映寫中たえず楽しい笑ひに充ちてゐた。その批評の數々を挙げると、劇中、手をあはせておがむ所作は、實にタイ風俗に似てゐて面白い。スキーの場

面がもつと長ければいいと思つた。雪を知らない泰人には、とても面白いものだから。しかし、最初にアクシデントが三回も續けて、急速な轉換で現はれるが、それが餘り急速なので、泰人には、よく見わけができない。泰の結婚風習では、結納金が不当に高く、結婚に全財産を傾けるやうなことがないではない。また一切が親達の間でとり決められ、常人たちの意志が尊重されない。この點、この映畫でみるやうな、日本の「見合」といふならはしは、實にいいものだと思つたし、子を持つ親達にも教訓的と思つた。

ほかに、日本の女優が綺麗なこと（殊に主演者原節子が非常な人気だつた）、この映畫の音楽がアメリカ映畫のそれよりもすつ馴染みやすいこと、日本映畫が観ない前の豫想以上に面白かつたこと等々。

「マレー戦記」では日本人と泰人との感銘のうけ方にかんがりの相違のあることが如實にみられた。たとへば、我々はシンガポールへ入城のシーンで、白布に蔽はれた遺骨が戦友の胸にいだかれて通過するのを見、襟を正し

たものでつた。が、泰人には、これが何のことか、わからないのだつた。それから、ジャングルの中を流れる川に架橋するため、わが工兵が裸體で作業をするシーンでは、その禪一つの姿から滑稽感を感じとつて苦笑の聲が觀覽席に聞えたりした。この恰好から、どんなに兵士の勞苦が激しいものであるかを、感得する我々の心情は、泰人とは、大分距離のあるものらしい。しかし、例の山下將軍とパーシバルの會見の場面では、山下將軍の迫力は、完全に泰人の心を掴み、反對にパーシバルのおろおろした姿は又、異なつた方向で彼等の心を揺がせ、深い印象をたたくき込んだことであつた。

いはゆる大衆受けといふ點では「支那の夜」が随一であつたらしい。その主題歌は、たちまちのうちに盤谷市中を風靡して、流行となつた。

以上記述した上映は、ことごとく映配支社の一元的配給による興行であるが、これと並んで行はれてゐるもう

一つの事業——巡回映寫による、皇軍・在留邦人慰問並びに在泰華僑民衆に對する宣撫啓蒙のための活動を忘れてはならない（對南方映畫工作要項（五）参照。ほとんどすべての封切興行は、それぞれの劇場に於て、一般公開に先だつて、皇軍慰問招待會の一日又は數日を持つ。または、興行中の劇場の午前中のあきを利用して、この會を開催する。そのやうな時、劇場は、皇軍將兵の姿だけで満たされるのである。

これは、少くとも形の上では、一般的興行が皇軍慰問のために利用された場合であるが、それ以外に、この目的遂行のために、獨自な設計が立てられる。それは皇軍慰問として特別に選定されたプログラムによる巡回映寫の形態で行はれることが多い。

そのためには、「盤谷日本巡回映寫班」が帝國大使館情報部の後援によつて映配支社内に組織され、專屬の映寫技師數名を擁して活動を展開してゐる。その活動は一定のスケジュールによつて、各皇軍部隊所在地へ巡回出張するのである。

一般邦人を對象とする慰問映寫は、封切劇場における招待試寫會の形をとる場合や、または、在外公館、邦人の集會場などでの會合が利用される場合などが多い。

映寫班はまた泰人および華僑等を目標とする。實はこの活動に於て、映畫による文化工作は、その最も尖鋭な表現を見出す。

これは映畫の提供者が直ちに映寫班として大衆の中間に立ちふさがることがない。目標地區の目標民衆の集團に對して、輕快なやり方で映畫を持ち込む。主として野外町の廣場などで行はれる。勿論無料であり、映畫館での興行ではなし得ないやうな大量の觀衆を一舉に動員することが出来る。文化工作の尖兵としての巡回映寫の意義は極めて大きい。

本年一月中旬に皇軍慰問及び住民宣撫のためになされた巡回映寫活動は日數にして十六日間を各地出張のために盡してゐる（地名その他省略）ほかに、盤谷オデオン劇場の午前中を利用した皇軍慰問會二回、合計八日間を數

へる。

4

泰國の映畫製作面への日本映畫の進出ないしわが指導力の發揮といふことは、まだ實現されてゐない。嘗て、東寶映畫が泰國シークルン撮影所との提携によつて「山田長政傳」の映畫化を企畫したが、その交渉は、種々な事情から中斷してゐる。

現在泰國には二つの映畫製作所が活動してゐる。

(一) シークルン映畫製作所

(二) 王室空軍映畫製作所

配給、興行の方面と同じく、製作の面も泰國政府筋の勢力によつて運用されてをり、シークルンは、泰政界の有力者であり、自動車工業、貿易業界の重鎮で、また配給興行會社ユナイテッド・シネマ會社の首脳部をも兼ねてゐるマニット・ヴァスマットが統率者であり、他の一つは戦前あつた泰フィルム會社を買収して創立されたもので、泰國空軍によつて管理されてゐる。けれども、兩

量ともに乏し過ぎて現地の要望の充たしきれない程の状態である。同時に、配給興行の世界で、日本は泰市場の新しい進出者であるだけでなく、一つの革新者としての性格を持つ。

日本映畫の泰國への進出にあつて、行きあたつたのは、その配給興行事業の複雑な様相であつた。市場の狭少なこの國の映畫界では、獨立した配給業者といふものはなく、劇場經營の附帯事業として、この仕事が行はれてゐるのである。ユナイテッド・シネマ、泰フィルム配給の兩會社、南星影片公司の三者が、中でも有力であり、ユナイテッド・シネマは資本金五十萬バーツ、大半の株を泰宮内省が所有してゐる、泰フィルム配給は戦前、シンガポールの有力な華僑であつて南洋一帯に活躍してゐた配給業者邵兄弟の公司によつて經營されてゐたのを、敵産として泰政府が接收し、現在王室財産管理局が直接管理してゐる。

泰國の映畫館は盤谷に二十八館、地方では南部方面に二十七館、北部方面十二館、北東部に七館、東部十一館

四二

撮影所とも、その活動は低調を極めてゐて、ニュース映畫以外に、見るべき作品の製作なく、劇映畫は最近ほとんどつくられてゐない。機構、設備、人的組織、スタッフ等、整備されてはゐず、俳優すら專屬のものは一人もゐず、一作品毎に新たな契約で集められる。資本金はシークルンが三十萬バーツ、空軍映畫が十萬バーツといふのだから、その規模の小ささを想ふべきである。(参考)日本の製作界をみれば、東寶四百五十萬圓、大映七百七十萬圓松竹は演劇と合して約三千八百萬圓である。)畢竟、泰の撮影所なるもの、初歩的な個人プロダクションの域を脱すること幾ばくのこともないのである。日本のこの方面への参加協力の必要なことはいふまでもなく、それは泰側がしきりに日本に對して要望してゐる生フィルムその他映畫資材の供給といふやうな點だけに止まらないのである。製作面への日本の参加は、早晚計畫立てられなければならない。

配給興行の面では、前述のやうに、日本映畫進出の歩みは快調であつて、むしろ泰國人に提供すべき作品の質

計八十五館あり、ほかに現在休館中のものが三十三館ある。これらの映畫館内の何分の一かを前記三社が支配してゐるだけで、そこに何等かの系統づけといふものがない。加ふるに、映畫観客——いや、廣くいつて泰民衆の經濟能力の低さに基因する配給興行の經濟的低調がある。成程、盤谷の封切館であるチャランクルン劇場、オデオン劇場の如きは、設備のすぐれた立派な映畫館であり、收容定員もチャランクルン一、四〇〇、オデオン一、一〇〇を擁し、冷房の完備した氣持のよい觀覽席を持つてゐる。しかしながら、第二番線以下の映畫館になれば設備は遙かに劣悪なものとなり、地方に於ける映畫館として數へられてゐるものには、支那劇を常には上演してゐるのを、時々幼稚な簡單な臨時的設備によつて映畫を上映するといふやうなものがある。同一映畫の興行成績をみても、盤谷市中の封切館において、一週間一萬バーツの収入のあつたものでも、その二番線になると、一日収入四、五十バーツといふことになつてしまふ。これは泰國の映畫配給興行界の全體としての經濟的な狭さを示

四三

すものなのである。のみならず、事業はほとんど首都盤谷だけに限られてゐる傾向があり、地方民衆はほとんど映畫文化に接することが出来ない。

これが日本映畫の直面してゐる泰國映畫界の現實なのである。革新と改善の範圍は廣く深い。

日本側から泰國映畫界へ最近になつて、一つの提議がなされてゐる。それは、ユナイテッド・シネマ及びタイ・フィルム配給兩會社を合併せしめ、映畫配給事業を一社に統制する。映畫および上映に必要な資材を日本から送りこむために、その統制會社と日本との間に協定を結ぶ。泰國映畫文化の向上のために、泰國に映畫法施行を勧める——といふやうなことである。

泰國のおくれた映畫界が、かやうな提案をよく容れ、實施にいたるまでには、相當の時日を要することであらう。しかし、大勢は既に決して、實現への道に進んで行つてゐるものとみられてゐる。

(昭和十八年三月稿)

盤 谷 通 信

ヒン首相ガンヂー翁激勵

ヒン首相は、ガンヂー翁がその驚くべき精神力によつて遂に三週間の斷食を貫徹したことに對し、三月三日聲明を發して、インド並に全アジア民族に呼びかけ、「ガンヂー翁が斷食を貫徹し得たことは反英抗爭に於けるインドの偉大なる勝利を豫言するものである」と強調し翁の健在とインド民族の勝利とを祈念すること切なる旨を述べた。

攝政妃殿下侍從武官拜命

タイ國第一攝政妃モウムコウフ・ケオアーバーコーン殿下は三月十二日附を以てタイ國陸軍付特別士官として騎兵中佐を拜命せられ、特別侍從武官に補せられた。

チュアン衛生大臣の進級

タイ國衛生大臣陸軍少佐チュアン・チャウエンサククンクラーム(在バンコック日本タイ協會會長)は一月八日附陸軍大佐に任ぜられた旨二月六日發表された。

タイ國の新聞雜誌(下)

安 井 太 郎

雜 誌

タイ國の雜誌界は獨立國家としては從來洵に寥々たるものであつたが、革命政府の文化政策宜しきを得て最近とみに活潑の度を加へた。外國文——主として英文——に依る雜誌類は純學術的なものとしては先づタイ國に於て最も古く歴史を有する The Journal of the Thailand Research Society 及び一九一四年に創刊された The Journal of the Natural History Society of Siam である。現在前記 The Journal of the Thailand Research Society の Natural Supplement となつてゐるが、その他に科學局が出してゐる Thai Science Bulletin がある。

經濟關係のものとしては商務省發行の The Record & Directory of International Commerce 所發行の Bangkok Market Report 内閣統計局發行の Quarterly Summary of Statistics of Thailand や其他の The Thailand Trade Review 等が出てゐる。

其他外務省から出てゐる Thai Foreign Office Journal や情報部發行の對外宣傳用の畫報 Thailand Today 一九四一年の革命記念日を期して發賣された英・タイ兩語の The Illustrated Thai News や Thai Pictorial 華文雜誌の中原月刊等がある。

タイ字の雜誌は最近とみに種類を増したが、大體に於て娛樂的のものが多く、極めて小規模の雜誌社が經營してゐる關係上、興廢常なく、創刊號が出たかと思つたら

いつの間にから姿を消してしまつてゐると云つたものも相當ある。一般にタイ字の雑誌を手にして非常に感ずることは、商業記事の Kao Sin Ka としても、其他娯樂雑誌の Thai Life 週刊にしても、殆んど外國文字が使用されてゐないことで、この方面に於てもタイ國民の國粹主義が表はれてゐて面白いと思ふ。

The Journal of the Thailand Research Society

一九〇四年に The Siam Society が創立され、それと同時に機關誌として The Journal of the Siam Society の第一號が創刊されたもので、爾來年に約三冊の割合で發行されることになつたが、第五卷（一九〇八年）は一號から三號までが一九〇八年で、最後の四號が一九〇九年の五月に發刊されてゐる。第四卷（一九〇七年）は第一號から三號までの三冊で、第十卷（一九一三年）は四冊、第十一卷は三冊で一九一四年から一五年の二年間に出し、次の第十二卷は中二年おとした一九一八年

の十一月に一號、二號を出し、三號を一九一九年の四月に發行してゐると云ふ具合で、それだけを見て行つても協會の活動状態が解つて非常に面白うと思ふが、形體的のことは暫くおき、この雑誌はタイの藝術、文化、科學方面の研究者には貴重な參考資料を提供すると思ふから少しく冗漫に亘る嫌ひが無いでもないが、内容を紹介しながら創刊號から讀んで行かう。それから雑誌の發行部數が少なかつたことで、バックナムバーなどは最近プリントしたものが大部分あり、私が見たものでも第三卷の如きは第二號が一九〇六年當時のもので、第一號が一九三一年に再版されてゐる。

最近刊としては一九四一年十一月發行の三十二卷二號を見たが、その後未だ入手してゐない。

内容はこの協會創立の主旨たるタイ及び近隣諸邦の藝術、文學、科學等の研究報告である。創刊號では先づ G. E. Gerini 氏の「暹羅の俚諺に於ける慣用語的表現」と云ふ論文が堂々一五八頁に亘つて書かれ、第一卷の三分の二頁以上を占めてゐる。以下目星しいものを順次拾

of Siam. (Part, 2; 74—101頁)、

第四卷

Dr. C. Beyer; About Siamese Medicine. (Part, 1; 1—11頁)。

F. Pech; Note sur le régime légal de la Cochinchine. (Part, 2; 1—18頁)。

Rainfall Records of the Kingdom of Siam. (Part, 2; 47—106頁) これはタイの主要土地五七ヶ所に就て一九〇五—一六年、一九〇六—一七年一十ヶ年間の降雨量が相當詳細に出てゐる。

第五卷

Nai Thien; Burmese Invasions of Siam, translated from Hmannan Yazawin Dawgyi. 一號はこの論文だけ、八二頁。

A Narrative of the Revolution which took place in Siam in the year 1688. (Part, 4; 5—33頁)。

第六卷（一九〇九年）にはカリホルニア大學修辭學教授のブラッドレー (C. B. Bradley) の英譯にか

つてみよう。邦譯は以下割愛する。私の下手な譯語より原語の方が讀者諸氏にはヒントリするところであらう。この雑誌は主として英文で書かれてゐるが、面白ういつた時としては佛語、タイ語なども書かれてゐる。

第二卷

P. Perithuguenin; A propos des origines et de Phistoire ancienne du Siam. (Part, 1; 1—13頁)。

Dr. Jean Brengues; Note sur les populations de la région des montagnes des Cardamoues. (Part, 1; 19—48頁)。

G. E. Gerini; Historical retrospect of Junkceylon Island.

これは一四八頁に亘る大論文で、第二號は全く單行本の體裁を呈してゐる。

第三卷

Dr. H. Campbell Hight; Climate and Health in Bangkok. (Part, 1; 1—21頁)。

J. Homan van Der Heido; Economical Development

からシヤム語の碑文中最古のものといわれてゐるメロウマ
イ王朝第三代のラーマカームヘン王の碑文の解説たる
The Oldest known writing in Siame. (Part. 1; 1—
64頁)が載つてゐるが、これを關しつは十二卷の一號に
もロウマール氏の研究が記載されてゐる。

第八卷

Nai Thien; Intercourse between Burma and Siam
as Recorded in Hmannan Yazawindawgyi. (Part,
2; 1—15頁)。

第九卷

H. Campbell Higlet; The Climate of Bangkok. (Pa-
rt. 2; 1—15頁)。

第十卷には當つて十世紀頃ゐた東南ビルマの
土人モン族の移住を扱つた R. Halliday; Immigra-
tion of the Mons into Siam. (Part. 3; 1—14頁)が載
つてゐる。

第十一卷

R. Adey moore; An Early British Merchant in Bur-

gok. (Part. 2; 21—33頁)。

Nai Thien; Intercourse between Burma and Siam
as recorded in Hmannan Yazawindawgyi. (Part,
3; 1—46頁)。

第十二卷

G. Coedes; Notes critiques sur l' inscription de Ra-
ma Khanheng. (Part. 1; 1—27頁)。

R. Belhomme; Note on nature and origin of Late-
rite. (Part. 3; 17—24頁)。この Laterite (紅土) とい
ふ言葉で思ひ出したが、この「紅土」はタイ國では、
千年以上も保たせるそれこそ文字通りの永久建築物に
は切つても切れない石材で、カムボヂヤに紀元九世紀
頃築えたクメール文化の遺蹟アンコール・ワットの主
要部分は殆んどこの Laterite (紅土) で出来てゐる
この言葉は何んでも百三十年以前に南印度地方を旅行
したストロマンタン人ビネーカナンが新造した言葉な
らうが、彼は亜土壌から切り出して、石造建築用に形
を整へられた固つた物質を對しつ Laterite (紅土) と

云ふ名稱を付したのがそもそもの初まりだそうだ。

これに就いてはタイ及び印度支那半島の地質學者はタ
イ國農務水産課の土壤技師をこゝろした R. トーレント
ルトンが後に解説する The Journal of the Thailand
Research Society, Natural History. Supplement &
Thai Science Bulletin にも「タイ國及びカムボヂヤの
紅土とその建築上の利用 (Laterite and its Structural
Uses in Thailand and Cambodia) を書さずには、
を讀んだ時我々素人でも非常に面白うと思つた。

餘談に涉つたが、本文に戻り、數回に亘つて連載され
たナイイ・チーエンのビルマの Hmannan History に
記録されたナイ・ビルマ交渉史の翻譯は第十三巻で終
つた。

其他主な論文を擧げれば

C. A. Seymour Sewell; Notes on Some Old Siamese
Guns. 1—43頁 Vol. 15, Part. 1.

W. Nunn; Some Notes upon the Development of the
Commerce of Siam. 78—102頁, Vol. 15, Part. 2.

W. A. Graham; Pottery in Siam. 1—27頁, Vol. 16,
No. 1.

R. S. Le May; Legends and Folklore of Northern
Siam. 1—50頁, Vol. 18, Part. 1.

R. Nicolas; Le Lakhon Nora on Lakhon chatri et
les origines du théâtre classique Siamois. 85—
110頁, Vol. 18, Part. 2.

R. S. Le May; The Coinage of Siam: The Coins of
the Bangkok Dynasty. 153—220頁, Vol. 18, Part. 3.

これと共に第一巻から第十七巻までの索引が付してゐ
る。また第十九巻あたりから書評が載り出した。

H. R. H. Prince Damrong Rajanubhah; The Intro-
duction of Western Culture in Siam. 89—100頁,
Vol. 20, Part. 2.

Henri Parmentier; L'art Khmer Primitif. 29—54頁,
Vol. 22, Part. 1.

E. W. Hutchinson; The French Foreign Mission in
Siam during the 17th Century. 1—72頁, Vol. 26.

Jean Rispaud ; Les noms à éléments numéraux des principautés Tai. 77—122頁, Vol. 29.

この頃からタイ關係の雜誌論文の紹介が掲載され出した。

J. van Vliet ; Historical Account of Siam in the XVII. Century. 95—154頁, Vol. 32, Part. 1.

第三十二卷の二號は從來と全然異つた行方で全然タイ語ばかりで書かれてあり、協會としても初めての試みであり廣くタイの讀者に宛てたもの。執筆者は全部皇族でメロンの名稱に關する歴史的解释(これに關しては三十一卷の二號を參照) H. H. Prince Dhani Nivat, The Word Jetavan in Old Siamese を記載せらるゝ H. H. P. Varnvaidya ; Philological Notes, 35—44頁。があるが、これに關連したものは同殿下が三十一卷一號に言語學的立場から「クンブーク・シヤム間の初期貿易關係(一一一六頁)を解説してせらるゝ。

最近の三十三卷二號(一九四一年十一月號)では J. J. de Campos ; The Origin of the Tical. 119—136頁；

J. Burney ; A Propos de l'auteur de la recension bradley de la grande chronique d' Ayuthia. 137—142頁。等が眼につく。

The Journal of the Thailand Research Society, Natural History Supplement.

これは一九二三年二月に創立された The Natural History of Siam の定期刊行物として一九一四年二月に The Journal of the Natural History Society of Siam の名稱の下に第一卷一號が發行された。其後一九二五年のこの協會が Siam Society と併合され、同協會の自然科學部となり、從つて從來の雜誌も一九二六年の三月號即ち第六卷四號から The Journal of the Siam Society, Natural History Supplement へ改題された。號数はそのまゝ繼續してゐる。しかしこれと同時に創刊當時から編輯陣を張つてゐたタイ自然科學界の權威者 M. A. S. M. 博士、W. J. F. ウェリヤムソンの兩人

が退陣した。

その後一九四〇年に、現在の名稱たる The Journal of the Thailand Research Society, Natural History Supplement となつた。

この雜誌はタイ國及び隣邦諸國の自然科學研究としての、タイ國で出版されてゐる定期刊行物中唯一のものである。第一卷から第三卷に至る最初の三卷は一號—五號からなり、最後の五號は内容目次及び分類索引とからなつてゐる。第四卷から第八卷まで一號—四號の四冊に前記と同様な目次が別冊一冊出てゐる。第九卷は一號—三號の三冊、第十卷以後大體二冊宛出版されてゐる。

M. Smith ; The Snakes of Bangkok. (I) 5—16頁, (II) 93—104頁

K. G. Gairdner ; Notes on the Fauna and Flora of Ratturi and Petchaburi Districts (I) 27—40頁, (II) 131—145頁。

W. J. F. Williamson, The Birds of Bangkok (I)

7—92頁。

第一卷

C. Boden Kloss, On a Collection of Mammals from Siam. 1—32頁。

E. J. Godfrey, The Butterflies of Siam. 106—147頁。
M. A. Smith, On a Collection of Reptiles and Batrachians from Feniular Siam, 148—171頁。

W. J. F. Williamson ; The Birds of Bangkok (III) 185—214頁。

第三卷

W. J. F. Williamson, New or Noteworthy Bird Records from Siam. 15—42頁 等々、國に於ける植物、鳥類、哺乳動物類、蛇類等の論文が多く載つてゐる。第五卷になると全卷これタイ灣頭からインド國境に至る西南タイ及び半島部タイの鳥類に關する、マンロー聯邦州博物館長 H. C. ロビンソン及び同州副館長 C. B. マックスの論文 “The Birds of South-West and Peninsular Siam” を含む。

第六卷

S. Kump, On a Collection of River-Crabs from Siam and Annam, 1—42頁。

W. H. T. Tams, List of the moths Collected in Siam, 229—290頁。

Sunder Lai Hora, On a Collection of Fish from Siam, 143—184頁。

第七卷の四號は E. J. G-drey, A Revised List of Siamese Butterflies, 203—397頁と全部埋つてゐる。

第九卷に至つては、タイ國に招聘されてタイの水産局を今日あらしめた米國人 H. M. スミス の論文 Contributions to the Ichthyology of Siam, 53—88, 245—260, 277—325頁 が一號から三號に至つて連載されてゐる。

第十二卷に入つてからは、この雜誌にもやうやく土壤或ひは森林に関する記事が載り出したが、中でも面白と思つたのは、米國人で農務水産局の土壤技師をしてゐた R. L. ヘンドワルトンの「農業及び林業の相互關係」

(Intercorrelations between Agriculture and Forestry) 33—52頁 と四つ記事であるが、同じく十二卷の二號と三號の二二六〇頁に五つ同人のタイの土壤に関する記事が出ている。タイ國に於ては、土壤に関する研究を非常に遅れたが、土壤に関する論文として他の農藝科學課の技師 M. M. Cero 氏の手になる「シヤム土壤の物理的性質に関する豫備的研究」(Preliminary Studies of Certain Physical Properties of Some Siamese Soils) が後に於ける Siam Science Bulletin の第二號に載つてゐることを記して置る。

Thai Science Bulletin

これは經濟省科學局 (Department of Science, Ministry of Economic Affairs) が一九三七年の Siam Science Bulletin の名稱の下で第一號一創刊當時は卷數が記されてゐるが、十一月に發行され、二號が一九三八年九月、三號が一九三九年四月、四號が同十月と云つた具合に大體半年毎に發行されて來た。もつとも第四

號からは Thai Science Bulletin と改題されてゐる。第二卷は一九四〇年に發行され、三號、四號は合本となつてゐる。その後も引續いて發行されてゐる模様である。

内容は大體題名の如く科學に關したもので、タイの土壤、植物、醫學、礦物關係が記載されてゐるが、一十面白いと思つたのは、從來あまり見掛けなかつたタイの土壤に関する農藝科學課の技師 M. M. セロ 氏の論文が第二號に載つてゐるとタイの金鑛調査報告が第三卷の二號に、國防省主計局、經濟省科學局の技師達の共著と載つてゐること、後者の内容は鑛床學的なものであつたが、參考資料になると思つたので、この日本タイ協會の報の第二十四號に「ト・モ・クラビン・ター・タローの金鑛調査」として譯出したこともあつた。

現在までは未だ九冊しか發行されてゐず、論文も大抵一號に一つ或は二つと云つた具合に少くから左に抜萃してみよう。

Toa Labanukrom & Pue Rochanapuramanda; Che-

minical Studies of Siamese Kapi (No.1)
Magdaleno M. Coro; Preliminary Studies of Certain Physical Properties of Some Siamese Soils (No.2)

Yong Huar Chutima; Siam: Height and Weight of Population with Comments on Diets (No.3)

Arno Viehoever; Edible and Poisonous Beans of the Lima Type (A comparative study, including other similar beans) Vol. 2, No.1.

Inoculation of Monkeys with Leprosy. Following a Diet of Pusk (Colocasia) 其他類菌關係記事 (Vol. 2, No.2)

Ua Rasmiaatta; Substitution of Gasoline for Ether in Morphine Determination in Opium Dross (Vol. 2, Nos. 3—4)

Magdaleno M. Cero; Preparation of Wet Soil Profiles with Thai Adhesives (Vol. 2, Nos. 3—4)

Snak Buravas & Saman Buravas; Study of Gola

Ores from Toh Moh, Krabi and Ta Taso. (Vol. 3, No.1)

Robert L. Pendleton: Some Results of Termite Activity in Thailand Soils. (Vol. 3, No.2.)

Bangkok Market Report.

これはシーモンコト国際商業會議所 (The Bangkok International Chamber of Commerce) から發行されてゐる月報で創刊は確か一九二二年頃だつたと思ふ。從來資料に乏しうタイ商業貿易の動向を見るには絶對に必要とされたもので、毎號二〇頁足らずのものであるが、全紙殆んど月々の經濟統計で埋つてゐる。

Quarterly Summary of Statistics of Thailand.

内閣書記官長局統計課 (Central Service of Statistics, Department of Secretary-General of the Council of Ministers) 發行の四季刊で、一九三九年の第五卷一號を

取上げてみると、氣象統計が六表、外國貿易十八表、交通四表、財政及び銀行十二表、商工業四表、穀類及び市場六表、行政及び衛生五表、價格三表、移民五表となつてゐる。タイ字で書かれてゐるが、英譯の對照が一つ一つ付してゐるから非常に便利である。

The Record

これはタイの經濟省商務局 (The Department of Commerce, Ministry of Economic Affairs) から年四回發行されて來たもので、官廳發行の年報を除いてはタイ國の經濟及び貿易状態に關する最も權威ある數字が記載されてゐるから、經濟關係資料に乏しうタイの研究には缺く可からざる資料と云へよう。

これは夫々タイ文及び英文で出版されてゐるが、從來わが國に入つてゐるのは殆んど英文版だけである。發行は非常に遅れるやうで、私が最近見た第十九卷 (一九三九年) は一號から四號まで合冊となつてゐて、まだかゝる年報と云つた観があるが、從來でも一號乃至三號が合冊

發行されたことがある。

第十九卷の内容は左の通り。

1. The Financial Adviser's Report on the Budget of the Kingdom of Thailand. B. E. 2482, 1頁。
2. Review of the Foreign Trade of the Kingdom of Thailand during the Year B. E. 2481, 75頁。
3. Thai Market-Notes on Trade during the Four Quarters of B. E. 2482, 93頁。
4. Rice Market Returns from March B. E. 2481 to February B. E. 2482, 135頁。
5. The Import Trade-Returns for B. E. 2482, 127頁。
6. Rice Export Trade-Returns from March B. E. 2481 to February B. E. 2482, 135頁。
7. Timber Market-Returns for B. E. 2482, 147頁。
8. Mineral Market-Production and Export of Tin during B. E. 2482, 159頁。
9. Bangkok Exchange Rates during B. E. 2482, 167頁。

10. Foreign Commerce of Thailand for B. E. 2482, 171頁。

11. Registration of Partnerships and Companies during B. E. 2482, 175頁。

12. Immigration into Thailand during B. E. 2482, 198頁。

13. Rainfall in Thailand during B. E. 2482, 210頁。

The Thailand Trade Review

昨年十月 The Thai Commercial Development Bureau から出版された月刊商業雜誌のタイ語と英語の両方が書かれ、タイ國の貿易業者向の記事が載つてゐる。從來タイには斯る目的の下に出版された定期刊行物は非常に少なかったが、これを依つてタイ國の業者のみならず、タイ國の貿易及び産業に關心を有する者にとつて有益な資料が増したわけである。

創刊號の内容を拾つてみると、
Thailand Business in Brief とはタイ國の主要輸出

入品に對する一九四一年五月の數字が載つてあり、*Nai Thuan Kanchananaga* 氏の *Thailand Forests Opportunities for Investments* を同 *Mr* 同氏の *Geology and Mineral Resources of Thailand* 及び一九四一年十月中の物價表が載つてゐる。形は昔の週刊朝日ぐらゐで、頁數は三十五、六頁に過ぎない。

Thai Foreign Office Journal.

これは一九三六年に外務省から *Siamese Foreign Office Journal* の題名の下に發行されたもので、最初の二、三巻は五、六頁の極く薄いものであつたが、一九四〇年の第四卷一號から表記の題名に改められ頁數も二〇頁ぐらゐとなつた。發行月は不定期で最初各月刊の豫定が非常に狂つてゐる。第一號を五月に出したかと思へば第二號を九月に、三、四號を夫々十月、翌年の一月等に出しまた第三卷では一號を八月に、二號を九月に出してゐる。内容は條約の解説や、外務大臣の重要メッセジ、省内の人事、駐タイ外國使臣の動靜等を記載してゐるが、

一九三八年の第三卷あたりになると移民數やキューバーあたりの米相場を載せたりしてゐる。

Thailand Today

一九三六年七月に *Siam Today* (今日の暹羅) と云ふ題名で内閣情報部から發行されたもので、毎年二回刊行されてゐたが、一九四〇年一月以降、從來の題名を *Thailand Today* と改めた。現在まで大體八、九冊ぐらゐ出てゐる。タイ國衛生局榮養課長の *ヨング・ホア・チュエ* 博士の「タイ國に於ける榮養食獎勵運動」と云ふ論文が載つてゐるが、從來榮養方面の知識に乏しく、ために國民の體位向上が世界各國に比し頗る低いと云はれてゐただけに、同氏の論文は最近に於けるタイ國の保健問題及び榮養食獎勵運動を知る上に好個の資料である。また一九四一年六月號には、タイ國政府山林局の「タイ國の山林政策」や *バーンコーク・クロニクル* 主筆 *シヴァラム* の「勝利の閱兵式」或ひはまた、協同組合局の「タイ國に於ける協同組合運動」に關する論文が載つてゐる。

が、これにより華僑仲買人の羈絆を離脱して、眞に農民を救済すべき方法が述べられてゐる。

The Illustrated Thai News.

これは一九四一年六月二十四日の國民記念日を期して國防省より發行された宣傳畫報で、毎月二十四日の發行となつてゐる。タイ・英の兩語で書かれ、私が見たのは九月、十月號であるが、一寸風變りなのは九月號が *No. 1, Vol. 4* で、十月號が *No. 1, Vol. 5* となつてゐることである。九月號には内閣々員全部の寫眞が載つてゐるが副首相の *アントンテートチャラット* の如きは如何にも精悍な顔付をしており、警保局長時代の敏腕さが思ひ出される。また坪上大使着任當時の寫眞も略歴入りで掲載されてゐる。畫面が全體的に薄く嫌ひがないうでもなすが、「今日のタイ」の寫眞よりは良い。

Thai Pictorial

これも前記 *The Illustrated Thai News* と同様一九

四一年六月二十四日の國民記念日に情報局より發行された月刊の畫報で、從來タイで發行された畫報中では寫眞及び編輯方針、體裁ともに本格的なもので、これなら我が國の外國向け畫報類に比して恐らく遜色なしと云ひ得るであらう。もつとも私の見た創刊號は特輯號ではあつたが。

中原月刊

一九四一年創刊された華文雜誌で、編輯者は許克明で中原報出版部から出てゐる。内容は在タイ華僑に對するタイの紹介と云つたもので、創刊號には紀念鄭王、泰國風向初歩的研究や *W. A. R. ウッド* の翻譯の納黎萱大帝當國時代または民商法物權篇等が載つてゐる。二號、三號になると記事は殆んど翻譯物ばかりである。



【短篇タイ文學】

罪ほろぼし

タイ國 ウエータン 著
江尻英太郎 譯

バーンゲ・カウ・サーン郡のチユーン
グ氏の苦惱は大きい。全世界の苦惱を集
め合せてもまだその百分の一にもなら
ない。チユーング氏は今絶望のどん底に
陥つてゐる。彼は文字通り無一文である
彼の田畑はチアー氏の手に渡らうとし
てゐる。チアー氏はバーンゲ・カウ・サー
ン郡の住民でアー・チアーと呼ばれてゐ
る。

アーチアーの両親は生粋の華僑で、彼
は両親のタイ移住後こゝで生を受けたの
である。遂最近タイに歸化して、彼はア
ーチアーからチアー・チユーング・カー
と言ふタイ名に改名した。これは自分が
住んでゐる國に對する愛から改名したの

日用品はチアー氏の店に全部揃つてゐる
石油、麻繩、カビ(小銀を腐らして作つ
た味噌)、ナムプラー(魚を腐らして作つ
た醬油)等。古い硝子が數ヶ所破れ、新
開紙を貼付けた硝子棚に飾つてある古ぼ
けたチャンアブ(キンマの容器)も村
民の要求する所であつた。チアー氏は賢
い方法を用ひてゐる。彼の店に物を買
に来る人は金は要らない。その代り石油
に一つばいつめた靱一罐で用が足り、
その一罐が練乳罐一つばいの石油、醬油
二瓶、又はチャンアブ十個になる。これ等
の品物は靱一罐の値段よりも四、五倍安
價である。しかし賢い村民はみすく
損をする事を承知しながらも靱と同じに
必要な必需品に換へてゐる。チアー氏を
富婆にした裏面の商賣は高利貸である。
チアー氏は一チャング(昔の貨幣で四〇
銖位の價値あるもの)に對し六十銖以上
の利子を取つた事がないと主張してゐる
が、靱を石油罐に二、三十ばい持参しな

ければ金を貸さない事は嚴重である。又
チアー氏が收穫の半分を提供すれば利子
を支拂はなくとも良かった。今年は秋損
しても來年はチアー氏が資本金を貸して
くれる。しかし收穫はチアー氏のものに
なる。利子と靱とで、彼は富み、毎年タ
イ國より數千バートを輸出し、支那に居
住してゐる親戚を喜ばしてゐる。
チユーング氏が田畑を抵當に入れた事
はだれの所爲でもない。ただチユーング
氏に降りかゝつた不幸を怨む外なかつた
世界の事物は絶えず移り變る。五十年前
チユーングの父タツプ村長が、數百ライ
(一ライは一、六〇〇平方メートル)の
田地、數十頭の牛、水牛がありバーンゲ
・カウ・サーン屈指の富豪であつた事は
だれでも知つてゐる。反對にアーチアー
の父コングと母シムは支那から蔗一枚で
渡つて來た華僑で、行商人をしてその日
を細々と暮し、金を蓄めてバーンゲ・カウ
・サーンに小さな土地を借入れ、タツプ

村長の隣で野菜を作り家鴨を飼つてゐた
チユーング氏の生活はオギャーと生れた
時よりチアー氏のそれよりも何十倍も優
れてゐた。又富饒に當つた時などもタツ
プ村長はチアー氏に二十バツも恵んで
やつた事もある。斯様にしてこの支那と
タイの家庭は古くより親交をつゞけてゐ
た。それ故タツプ村長の死後チユーング
氏が金の相談に來た時、チアー氏は早速
引受け喜んで助力を惜しまなかつた。し
かしこれはチユーング氏から高利をむさ
ぼり取る喜びに外ならないのであつた。
田畑を抵當にチユーング氏が借受けた金
は相當の額であつたが、また、く間に全
部神経痛に病む母の藥代治療代に、使ひ
盡してしまつた。

り過ぎたの কারণは不明だが、兎角チオ
ム夫人は荷物をまとめ實家に歸へつて來
て、チユーング氏の厄介になるようにな
り、チユーング氏はまたこの一人をも養
はねばならぬ負擔が増えた。無一文にな
り住みなれた家屋も田畑も皆チアー氏
の手に渡る頃、チユーング氏は最後の運を
試すべく、クルングテープへ職を求めに
行つた。もし一定の職にありつき落付い
たら、母と妹を迎へに來る考へであつた。
しかし不幸にも、何の學問もない田舎出
のチユーング氏はおろか、高等教育を受
けた都の若者ですら靴を埃に埋め、汗み
どろになつて職を求め歩いてもなか／＼
見當らぬ今日である。チユーング氏は一
ヶ月以上根氣良く職を探した。身に付け
て來た少しの金は段々と減り遂になくな
つてしまつた。職は得られなると諦め、
彼は家に歸へつて母と妹に自分の望が斷
たれた事を話す決心をした。
歸路バーンゲ・カウ・サーンに船が近

くにつれチユーング氏の頭は絶望で一つばいで、世の中の全てが悲しいものに見えた。田知家屋は人手に渡るし、母は重病でその上味は働きも出来ず彼に頼つてゐる。家の金も一ぱいとは残つてはゐまい。考へれば考へる程、頭が割れさうになる。家に歸へたら母や妹に今後は何食になる以外生活の道がないと傳へるよりしかたがない。こゝまで考へると涙で眼が霞んだ。チユーング氏は齒を食ひ縛つた。彼はそれを傳へるに忍びなかつた。たつた一つの道が残されてゐる。それは自殺して全ての苦惱から逃がれる事である。彼はチャオ・ブラーヤ河に飛込む用意をした。

死ぬ事に決めた時、チユーングは急速に決行しなければいけないと思つた。船は刻一刻家に近づいて行く。運轉士は運河へ船首を向けてゐた。この邊の水は深く流れも急である。自殺する人はおろか、死に度くない人でも餘程の達人でなければ

ばこゝで落ちたら最後助からない。決心を固めこゝを死場所と定めた。チユーング氏はしずかに船縁に身を寄せた。もし音を立てると、船中の人が目を覺まし死と浸すにつけ冷たさが増し、船に引摺られる體の重味は指及び腕を痛いほど痺した。チユーング氏は目をつぶら母や妹の加護を神々に祈りながら船から體を離れた。チユーング氏は両手で足を捉まへ體を水中深く沈めた。そして努めて口から鼻から水を吸ひ込んだ。間もなく彼は目が眩み全てが黒くなる感じのうちに水底の泥に足が觸れ、遂に氣を失つた。最後におぼろげながら體が泥の中から引揚げられるやうに感じた。

チユーング氏が正氣付いた時、彼の背は板の上についてゐた。こゝはどこだらう地獄か？ が、彼は船の中に居り思つた如く地獄にあるのではなかつた。チユーング氏は目を開いた。船首にある練乳

罐の火は薄い光を放つてゐた。チユーング氏はしづかに船尾に船を漕いでゐる人を見た。だれかと思つたら、手癖の悪い阿片中毒で呑助の華僑とタイの混血兒クアイイであつた。クアイイはバイング・カウ・サインの嫌はれ者である。不思議だ、何時も酒に酔ひつぶれてゐるこの男が今夜は珍らしく正氣で船を漕ぎ、その上水に飛び込んで自分を水底から引揚げたのである。

「正氣付いたかな」

クアイイはチユーング氏が身を起して坐らうとした時齒を出して言つた。

「チユーング氏は氣でも狂つたのか……幸におれが丁度通り台はしたからいゝやうなもの、お前はすんでの所で二度と陽を見る事が出来なかつたんだぜ」
「おれは陽を見たくないから飛び込んだんだ。お前はおれを助けて又世の中の不幸で苦しめるつもりか。いらんおせつかいだ」

チユーング氏は身を起して彼を離した水をあんなに飲んだのに疲労もせず腹も平常通りであるのが不思議でたまらなかつた。クアイイが人工呼吸をしてくれたのだらうか。しかしクアイイはさういふ事を知つてゐる筈がないのに。

呑助は煙草を煙らしながら言つた。

「おせつかいと言ふのか。馬鹿だなお前は。お前見たいな金持がどうして死に度いのかおれにはさつぱり解らん」

チユーング氏は益々腹が立つた。

「おれはもうすつからかんになつてゐるんだ。お前だつて知つてゐる筈だ。餘り腹を立たすなよ」

チユーング氏は蹴倒したい程腹が立つた。しかし彼には命を助けられてゐるので、辛うじて我慢した。

クアイイは蹴られようとしてゐるのも知らないで、續けた。

「お前は知るまい。お前のおふくろはな、政府の一萬ぱいの富藏に當つたん

だ。クアイイはお前の正直に付け込んで土地證書を縣廳に届け出してゐないんだ。恐らく税金を逃れる爲めだつたらう、契約書だけで胡麻化して手紙をとらずにお前を欺いてゐたんだ。この十日にだれだか知らんが、クアイイの家に放火をした者があつてクアイイの店は何一つ残らず燃えてしまつたんだ。色々な人と結んだ契約書も皆灰になつてしまつた。今頃クアイイは交番に引張られてゐる。彼奴が人を欺して腹を肥やしてゐた事がお上に知れたんだ」

チユーング氏は感激に心をふるはせながら聞いてゐた。

「その話は本當か。本當だとしたら、おれは死んで生れ變つたと同じ事じやないか、そしてお前がおれに新しい命を與へてくれた事になるじやないか」

「本當だとも。嘘を付いてもなんの徳にもならない。もつと良い事があるんだついでこの間高德な醫師がお前のおふくろ

を立てて歩けるように治したよ。そしてお前の義弟の、ほら何んとか言ふ奴さ、あれもお前の妹と仲直りをしたよ。明日とかに妹を迎へに来るとか言ふ話だよ、もつぱらばの噂だぜ。お前に話した通りだれもお前を羨ましがつてゐるよ。あゝ、いけない。話し過ぎてしまつた。もうお前の家近く迄で来てしまつた。こゝを二つ曲つたらさうだ」

「密つて飲んで行かないか、騙るぜ」

チユーング氏は彼の話に絶対に信する事にした。そして彼にお禮をしなければいけないと思つた。やはり呑助には最大の望である酒に如くはないと彼は思つたのだ。

「有難うクアイイは心から言つた。

「十五日前にお前がおおると言つたらおれは飛付いて御馳走になるんだが、おれはもう酒や阿片とは縁を切つちやつたんだよ。無論手癖もやめてしまつた。お

れは善人になつたんだ。折角だけど断るよ。

チユウング氏は心の中で思つた。

「クアイは變つたな。いつも市場の酒店でだれも呼ばなくても酒を貰ひ歩いたんだが。今日はどうして断りやがるんだらう。」

そして大きな聲で

「空が明るなつて来たぞ、クアイ。あつ、どうしてお前は寺の岸へ漕いで行くんだ。はあ、まだ悪い癖が癒らないんだな……」

チユウング氏はクアイがまた例の調子で寺へ盗みに行くと思つたが、彼はあやうく口をつぐんだ。

「なあに、坊さんが今朝、樹を挽くんで。おれは助けてくれと頼まれたので、おれも罪にほしと思つて引受けたんだ」とクアイは説明した。そして

「家までおれの船に乗つて行けよ。漕げるか。」

チユウング氏は立ち上ると言つた。
「なに、おれはこゝで上がつて歩いて行くよ。寺の直ぐ後ろだからな。」

「どうして歩いて行くんだ。そうか、お前は都へ行つてゐたんで、洪水があつたのを知らないんだな。船でお前の支關まで行けるんだ。俺の船に乗つてけよ。」

クアイはもう岸の寺の階段を上がつてゐた。チユウング氏に手を振りながら水の中をじやぶ／＼本堂の方へ消えた。

チユウング氏は誘惑の罟から脱け、善の世界に入ったクアイを有難く見送つた。そして船を同じ方面に漕いで行つた。クアイの言葉通り岸の上まで水が満ち、樂々と船を家の支關まで漕ぎ着ける事が出来た。チユウング氏は船を階段に結び付けて家の中へ入つた。夜は明け切つて朝陽は燦々と照つてゐた。

「チユウング丁度いゝ所へ来た。私は今君の妹を迎へに来て、歸る所だ。」
チユウング氏より二廻りも年老いてゐるが、義弟に當る大富豪クワン・トウラはチオムをつれ室から出て来て呼び掛けた。しかしチユウング氏は答へる間も無く、彼の視線はチオムの後からよほ／＼歩いて来る人の方に向けられてゐた。チユウング氏は母の前に跪いた。母は神経痛が癒つて歩けるのだ。全てがクアイが言つた通りだつた。

「チユウング、お前聞いたかい。わたし等に運が向いて来たんだよ。」
「知つてゐます。」
チユウング氏は感激を抑へて答へた。
「は、は、知つた振りをして、着いたばかりで何が解るものか。言つて御覽なさい、どう言ふ事か。」
とチオムが言つた。

「知つてゐるよ、チオム。」
チユウング氏は自信たつぷりだつた。
「お前が知つてる事は皆知つてゐるよ。おふくろが富儀に當り、吸血鬼のチアイは捕まり、僕等の田畑は抵當から外れた

んだらう。」

「不思議だな。まるで見て来たように言ひ當てるぢやないか。」

チユウング氏の母は彼の頭を撫でながら不思議そうに言つた。

「想像ぢやないんだよ、お母さん。ほんとに聞いて来たんだ。お母さんがいくら隠さうとしても駄目だ。隠せつこないよ。こゝにお喋りがゐるからね。お母さんが隠しても皆喋つてしまふよ。」

チユウング氏は妹を指して擲論つた。

「ちよつと言ひ當てたらもうつけあがつて、私をお喋りだなんて嫌な兄さん。」

「そうぢやないかな。お前が喋らなかつたら、一體だれだらう。手癖の悪い呑助のクアイまで知つてゐるぞ。」

「ちや、だれか話して聞かせたんだね。だから聞いたかと思つたらあの呑助のクアイとは、人を笑はせるのもいゝ加減にしなさいよ、兄さん。」

「本當だよ。おれは奴と其處まで一緒

に船に乗つて来たんだよ。」

「そしてクアイは何處へ行つたんだ。」

チユウング氏の母は驚いて聞いた。チオムは笑ふのを止め、夫の背にしつかりへばりついた。チユウング氏は少らず不審に思つた。

「奴は寺の前で上がつたよ、お母さん。奴は船を貸してくれたので、支關まで漕いで来たんですよ。」

チユウング氏の母は暫く茫然とした。

やうやく正氣を取戻しおるへ聲で言つた。

「チユウングや、お前はまだ知らないんだ。クアイは酒に酔ひ船から落ちて運河の河口でこの間死んだんだよ。村人が死體を引揚げて家の近くの寺に埋めたんだ。村人の寄附で二、三日の内に葬式をしてやる事になつてゐるのだよ。お前は變な事を言ふんだね。明日和尚さんに頼んで厄拂ひをして貰はねばいけんぞ。」

「本當だよお母さん。僕は會つたんだ

洪水だから奴の船を借りて支關まで漕いで来たんだよ。」

「なんだね兄さん。この早天續きに。家の前の土は太陽に照されて割れてゐるんだよ。支關まで水が来てゐるとは。兄さん不思議な事を言ふんだね。」

チオムは聲をふるはせ、夫の腰をしつかりと抱き、顔は血の氣が失せて眞背だつた。

「嘘だと思ふんなら出て見ろよ。」

チユウング氏も身の毛のよ立つような感じがしたが、まだ彼を見て来た事を信じて勇氣を起し、しずかに支關口へ歩いて行つた。母とチオム及び夫は後から隨いて来た。支關に横たはつてゐる物に彼等四人は身の毛もよだち肝を毒はれた。

若者が船を着けた所には船の代りに棺桶があるではないか。支關に結び付けた鎖と思つたものは棺飾りであつた。そして前方を見ると、ひろびろと續く田、そして土は熱して割れてゐる。水は一滴もないではないか。(完)

タイ語音聲學(四)

江尻英太郎

聲調

一、概 念

タイ語は支那語と同じ系統に屬し單音節語で聲調語である。單音節であり屈折語でない故に、語尾の變化又は語頭の變化、換言すれば接頭接尾辭を以て變化がされ得ないため、言語の語彙が非常に狭い範囲に限定されて終ふのである。當初は少い語彙で用は足りたのであるが、文化の發達とともに社會構成が複雑になるに従ひ不便を生じ、何等かの方法で新語を作り出さねばならぬので、その方法として聲調を以て作り出されたのである。しかし言語學的に評すれば、聲調を以て變化する時にはこれ

又自ら限定があり、屈折語の如く自由はきかない。なぜなれば聲調はそれ一つのみに限られ、その上に他の聲調を加味する事が出来ない。即ち一度に二つの聲調を以て發音する事は不可能である。それに比較して屈折語はいくらでも接頭、接尾辭を追加する事が出来る。次に聲調語は意思の疎通が生じ易い。一つの單音節語が種々の聲調により左右され、聲調の變るごとに意味が違ふのであるから聞き違ひ又は發音の違ひによりとんでもない意味になつて終ふことがある。例へば *sa*には三つの聲調に變化しそれぞれの聲調により意味が違ふ。即ち *sa*は「崖」で、*saa*は「衣類」で、*sai*は「虎」である。これを「衣類を着る」と言ふ場合 *sat sua*の各單音節に聲調を加へるのであるが、*sa*にも五つの聲調がある。*sa*は

は「入れる」又は「着る」で、*sai*は「核心」、「腸」で *sa*は「榕樹」又は「捕魚器の一種」で *sa*は「鳥の羽」又は「故に」、「なるかな」で、*sai*は「推す」、「飽る」、「澄んだ」、「透明」などである。故に *sat sua*となつた時は衣類を着るではなく、崖を着るの意になる。これなどはまだ近い方が *sat sua*となり虎を着るとなると大變な意味になる。又 *sat sua*となると衣類を推す又は飽るの意味になる。斯様にして聲調語圏内の民族はその不便を凌駕して間違ひも生じなく驅使してゐるのは祖先傳來のものであり、幼時よりそれに親んでゐて、一つの習慣になつてゐるためであらう。しかしながら聲調はタイ語に於て一番重要な部分である事は否定できなす。

二、種 類

タイ語に於ける聲調の種類は六種に區別される。

- 第一聲 *siang Ek* (一(一)聲)
- 第二聲 *siang To* (二(一)聲)
- 第三聲 *siang saman* (普通の聲)

第四聲 *siang Tri* (三(一)聲)

第五聲 *siang Calava* (四(一)聲)

第一聲は發音されたる基準より聲を算術數的に下げて行くのである。

第二聲の發音されたる基準より聲を算術數的に急速に下げのち末尾を少し下げる。しかし出發基準點には違はなす。

第三聲は發音されたる基準にて聲を抑揚せず發音する。

第四聲は出發基準點より聲を順次に揚げ、のち急速に聲を降すのである。

第五聲は出發基準點より聲を順次に揚げて行くのである。

尙第四聲のみは低音子音の時には聲を降してのち少しく揚げる。

聲調は大體右記の様に分類されてゐるが、支那語式に分類すると四聲しかない事になる。即ち普通音は支那語では聲調の分類に數へられてゐない。しかしタイ語に於

ても四聲のみには限定出来ない、音量により發音する人又は構成される子音及び母音等により左右される場合も多い。手近い例は低音子音の四聲と高音子音の時の四聲とは多少の差がある、即ち聲を降したのも更に語尾をかすかに引揚げる所に異つてゐる。

タイ語の言語を研究した者はタイ語の聲調を種々に分類してゐる。その二、三の例を特記して置く事とする。

極東學院 Ecole française d'Extrême-d'Orient の Henri Maspéro 氏は安南語、支那語とに比較して、タイ語の聲調を égale moyen 中平、égale inférieur 下平、montant inférieur 下下、descendant inférieur 下去、retombant supérieur の五種に分類してゐる。

B. O. Cartwright 氏は Rising Tone. Question or Ascending tone 揚聲、質問又は上昇する聲、Acute Tone, Emphatic or Circumflex tone 鋭尖聲、力言又は曲なる聲、Deep or depressed Tone 沈聲又は懸平聲、dropped or period tone 降下聲又は終止聲、Common tone 普通聲に分類してゐる。

Bishop Pallegoix は Thai grammar の中で聲調を Rectus 直筋聲、circumflexus 曲筋聲、demissus 懸平聲、gravis 沈聲、altus 中音聲の五種に分類してゐる。これは樂音により分別したのであると思はれる。即ち Rectus は alto 中音、circumflexus は Bariton 中音、demissus は Bass 中音、gravis は mezzo-soprano 中音、altus は soprano 中音。

H. E. Parker は The Asiatic Society of Japan Vol. 17, 1889 の Indo Chinese tone 印度支那語の論文中で prolonged tone 延長聲、Chest tone 胸筋聲、emphatic tone 鋭尖聲、high tone 高上聲、common tone 普通聲の五種に分類してゐる。

タイ語研究家各氏の分類を表として見ると左の通りになる。

分類者	第一聲	第二聲	第三聲	第四聲	第五聲
B. O. Cartwright	deep tone	dropped tone	common tone	acute tone	rising tone
Henri Haspers	retombant supérieur	égal inférieur	égal moyen	descendant inférieur	montant inférieur
Bishop Pallegoix	demissus	circumflexus	Rectus	gravis	altus
H. E. Parker	prolonged tone	chest tone	common tone	emphatic tone	high tone

三、性 質

タイ語の聲調は他の聲調語のそれに比しその性質を異にしてゐる。支那語に於ける四聲はそれ／＼異つた出發點から聲が發せられてゐる。例へば第一聲即ち上平は「ソソソファ」で、下平即ち第二聲は「ソソソミン」である。タイ語に於てはいつれも同一の出發點から發してゐる。例へば第一聲は「フマミレト」で第五聲は「フアンラム」で、いつれもファなる同音値の位置より發音が開

始されてゐる。

樂譜にて説明するとタイ語の五聲は左の通りのものである。

- 第一聲「フマミレト」
- 第二聲「フマミンミ」
- 第三聲「フマフマソファ」
- 第四聲「フアンラシラ」「フアンラシラム」
- 第五聲「フアンラム」

タイ語の聲調に對するタイ語研究家諸氏の意見も一致

してゐない。参考までに附記して置く。

第一聲は Henri Maspéro 氏によると、支那語の聲調にならため特別な聲調として扱つてゐる。B. O. Cartwright 氏は第三聲(普通聲)と同じ出發點から發し第三聲(普通聲)と同じ聲でピッチが沈み長くなると見做してゐる。Bishop Pallegeoix は樂譜の demissus 調子即ち沈音調であるを見做してゐる。H. E. Parker 氏は長く延ばす聲であると思つてゐる。

第二聲は Henri Maspéro 氏によると支那語の下平に相當するものと見られてゐる。B. O. Cartwright 氏は聲を鋭く降下せしめるものであると見做し、この聲は普通聲より短く、第四聲と同じ長さであると説明してゐる Bishop Pallegeoix は樂音の Circumflexus 即ち上低音部であると説いてゐる。H. E. Parker は胸部の激し運動により生ずる聲であると思做してゐる。

第三聲これは普通の聲調である故に何等の抑揚がないから意見の差異は生じない。

第四聲は Henri Maspéro 氏によると支那語の下去に

相當した音と見てゐる。B. O. Cartwright 氏は感歎したる時に發せられる鋭い聲で普通の聲(第三聲)よりも鋭くて短いと説いてゐる。Bishop Pallegeoix は Gravis で即ち次高音部で高し下降調であると思つてゐる。H. E. Parker 氏は鋭い尖つた聲であると思做してゐる。第五聲は Henri Maspéro 氏によると支那語の下上に相當すると思做されてゐる。B. O. Cartwright 氏は、順次に聲を揚げ、その出發點は普通(第三)聲より下の聲から初まるものとしてゐる。H. E. Parker 氏は高い聲であると説いてゐる。Bishop Pallegeoix は alius 高音部にしてゐる。

諸氏の意見を検討するに、Henri Maspéro 氏は餘りに支那語の聲調に比較相當してゐるが、大體に於て兩語の聲調の性質には非常な差異がある故にはだしく正確をかしてゐる。B. O. Cartwright 氏はその出發點からでなく耳に傳播したるもの、即ち聽覺に共鳴があつた時のものと考察してゐるため、聲調そのものの性質とは頗るかけはなれてゐる。Bishop Pallegeoix はわづ／＼

樂譜(圖參照)まで添へてゐるが、聲調の名稱と少しく違つてゐる。demissus は明かに第一聲になり circumflexus は第二聲 alius は意義上 alto 中音部になり普通聲となるべきであり、rectus は高音であるから第五聲なるべきではなきかと考へられる。

實質の性質は

第一聲の場合は平均に普通聲の音値より下降して、ゆるやかに長く發せられるものである。丁度坂上から車が順次に下る様な調子である。

第二聲の場合は平均に普通聲の音値より下降し急速に抑揚を行ひ少し揚げるのである。即ちゆるやかに發せられたるものが急に束縛されるのである。丁度坂上から車が順次に下り、途中で障害物があつたため急速に車を停車して後戻りする様な調子である。

第三聲の場合は高低の抑揚なく平坦に發せられるのである。丁度平地を車が行く様な調子である。

第四聲の場合は普通聲の音値より高上し波形を作り揚がつて行き、頂上一步手前で急速に聲を降すのである。

丁度車が非常に苦勞して坂を上る。重たいから左右にくねりながら上る、と坂の途中で力たりにく車は後ずさりする様な調子である。

第五聲の場合は普通聲の音値より高上し、平均にゆるやかに長く高調に延ばして行くのである。丁度ゆるやかな坂を軽い車がかかる様な調子である。

四、聲調と子音の關係

既述の如く子音は高音、中音、低音の三種類に分れてゐる。今その個々の場合に於て説明して見る。

イ、高音子音

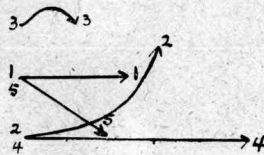
高音子音は實質的に高音である。即ち子音そのものが第五聲になつてゐる。高音子音には第四聲と第三聲が存在しない。なぜなれば子音自體に高い調子が含まれてゐる故に第三聲つまり平地に行く調子の音は構成出来得ないのである。又ゆるやかに高くなつてゐるためこれを抑へる手段がないため第四聲の存在は不可能である。

高音子音は低音子音の前に置き、低音子音になき第五

Pallegeois / 樂譜 = 34 説明

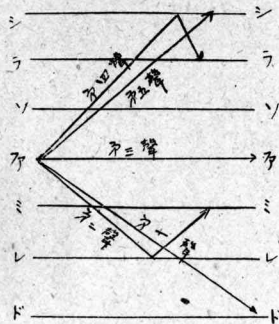


G.O. Cartwright / 圖解



- 1. common tone 第二聲
- 2. rising tone 第五聲
- 3. acute tone 第四聲
- 4. deep tone 第一聲
- 5. dropped tone 第二聲

タイ語文法 = 34 圖解



- 第三聲 ㄉㄉㄉㄉ
- 第一聲 ㄉㄇㄌㄉ
- 第二聲 ㄉㄇㄌㄇ
- 第四聲 ㄉㄇㄌㄇㄌ
- 第五聲 ㄉㄇㄌㄇ

1 2 4 (3) (5)

2 3 4 (1) (5) 34

五聲全部揃へられるのは長音母音の場合だけである。短音母音の時には音が詰まるので第三聲、第五聲はないのである。
長音母音により構成されてゐる成音を生音と稱されて

五、聲調と母音の関係

低音子音は子音自體が詰つた帶氣音的な性質であるから、第一聲、第五聲、即ちゆるやかに長く延ばして發する聲は出來得ないのである。なぜなれば第一聲を出すにも中途で音がさへぎられて終まふからである。第五聲に於ても同様である。

第五聲を構成するに役立つてゐる。

中音子音は低音子音の前に置き低音子音になき第一聲均に平かである故である。
中音子音は五聲共完備してゐる。子音自體の調子が平

聲調を表はすにタイ語では左記の符號を用ひてゐる。
mai ek, mai to, mai tri, mai katava
この符號は必ずしも一定、即ち mai ek は 5 つも第

七、聲調と聲調符號

聲調は又尾子音に左右される所少くない。即ち成音が尾子音の種類により生音になる時、又は死音になる時が生ずる。生音になりたる時は五聲共あるが、死音になる時は第三聲、第五聲がないのである。

k, d, t, p, b の尾子音は成音を抑へ結めるから音の延長を不可能ならしめて、音を殺す。
他の尾子音は音を束縛せぬから、音を生かし自由に延長が出来る様にする。

六、聲調と尾子音の関係

ゐる。即ち音をいくらでも長く延せるからである。短音母音の時は死音と稱されてゐる。即ち音が殺されて延長がきかなくなるからである。

一聲を表はすものではなく、聲調の順位を表はしてゐるのである。

八、聲調と各子音間の關係

中音子音の場合には五聲共完備してゐるため第一聲が第一番目の聲調になる故、第一聲は *mai ek*、第二は *mai to*、第三は普通聲で符號なし第四は *mai tri*、第五は *mai xatava* で表はす。

低音子音と高音子音にはない聲調がある。しかし同音素及び低音子音は互に護り合ひ五聲を作るのである。即ち *k'* は高音及び低音に共通した音素である故生音の場合高音の *k'* で第一聲、第二聲、第五聲をなし、低音の *k'* で第二聲、第三聲、第四聲をなす。死音の時には高音の *k'* で第一聲、第二聲をなし、低音の *k'* で第二聲、第四聲、第五聲を構成してゐる。

高音子音の時には第一聲が第一番目の聲調であるため *mai ek* は第一聲 *mai to* は第二聲を表はし第五聲は子音自體が第五聲であるから符號は略されるのである。

高音子音に同音素のなき低音子音は、中音子音を前置して中音子音の聲調にたより、高音子音を前置して高音子音の聲調にたよる。

右は生音の場合で、死音の時には左の通りになる。
中音子音の時は第一聲は無符號である。第二聲は *mai to*、第四聲は *mai tri*、第五聲は *mai xatava* で表はす
低音子音の時は第四聲は無符號で、第二聲は *mai ek*、第五聲は *mai xatava* を以て表はす。尾子音が付いた時第五聲は *mai tri* を付ける。
高音子音の時は第一聲は無符號である。 *mai to* は第

高音子音及び低音子音に共通する音素は、
k', c, s, b, p, f, h であり、共通しないものは *ng, y, n, m, r, l, v* である。
(未完)

新聞論調

紀元節奉祝

二月十一日附バンコク・クロニクル紙社説

有史以來國家の興亡常なきに、日本帝國のみは二千六百有餘年に亘り燦然として史上に輝いてゐる。日本の今日あるは尊皇の精神及び天皇御統治の下、祭政一致を根柢とする道德律に由來する處、今日亞細亞民族解放の爲め米英を撃破し、最後の勝利獲得の基礎を確立したものは實に此の道德律である。日本は全亞細亞十億の爲、其の盟主としてアングロサクソンと干戈を交へ居るに鑑み、紀元節は實に日本國民のみならず全亞細亞民族にとり意義深きものである。此の歴史的佳節に際しタイ國民は等しく祝意を表すると共に、日本帝國の隆昌を祈るものである。

タイと日本

二月二十日附バンコク・クロニクル紙社説

大東亞戰爭の開始に當り、東條首相は、今次戰爭は貪慾と征服を目的とすものにあらざ、アジアに自由と繁榮を

窟さんとする意圖たる事を聲明せられ、今又議會に於ける質問に答へ、タイ國の獨立並に佛蘭西の佛印に對する主權の尊重を聲明せられたが、右は單なる宣傳でないことは勿論であり、タイ國の繁榮福祉は眞に日本の欲する所であつて、吾人は右首相の言葉の深遠なる意義を稱讃するものである。東條首相初め日本國民は、アジア解放の聖戰に自ら參加したタイが、尊敬と賞讃を受けるに足ることを了解されて居り、この故にタイは日本の協力を期待し得るのであつて、東條首相は此の點に關してもその態度を明示され、青木大東亞大臣亦ビバン首相の學國的戰爭努力に對し讚辭を呈された。斯くてタイは日本と共に其の喜と悲を分かち、唯一の戰爭目的に邁進しつゝある次第であつて、斯くてこそ前途共榮國確立に對する發言權をも亦賦與せられる譯である。

敵國は戰爭の目的を、或は民族戰爭、或は日本のアジア征服と宣傳してゐるが、日本の眞意は青木大臣の言の通り全く之とは反對の方向に進んでゐる。日本は全アジア民族を共同體組織の一員として獨立發展せしめ、之に依り各民族をして共榮國全體に對し共同の責任を負擔せしめんとするものである。即ちビルマの年内獨立の約束並に比律賓獨立の言明は悉く此の公正なる原理に出てゐるのである。タイは勿論全アジアは、正に具現しつゝある日本の誓約を絶讃すると共に、日本と相携へて進むことを誇りとするものである。

資料欄

泰國國民文化法令

佛曆二四八五年國民文化法

佛曆二四八五年九月二十八日公布
佛曆二四八五年九月二十九日附官報公示

- 第一條 本法ハ佛曆二四八五年國民文化法ト稱ス
- 第二條 本法ハ官報ニ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三條 佛曆二四八三年國民文化保護法並ニ佛曆二四八五年國民文化保護法第二號ハ之ヲ廢止ス
- 第四條 本法ニ於テ
「文化」トハ美ノ向上、秩序ノ維持、國民安寧ノ發達並ニ人民ノ良風ヲ示ス可キ狀態ヲ謂フ
- 第五條 國民ハ良習ニ依ル文化ヲ保持シ且ツ時代ノ進運ニ伴ヒ之ヲ變改改善スルコトヲ補助スルコトニヨリ國民文化ニ盡ツテ行動シ且ツ國民ノ繁榮向上ヲ助成スル義務ヲ有ス
- 第六條 國民ノ遵奉ス可キ文化ニシテ法律ニ規定ナキモノハ

左記諸項ニ關シ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一、服裝ノ整頓、公共ノ場所又ハ公衆ノ眼ニ觸ルル場所ニ於ケル行動ノ整頓
- 二、個人ノ行狀ノ整頓及家事ノ整理
- 三、國家及佛教ノ尊榮ニ影響アル可キ個人ノ行狀ノ整頓
- 四、生業ヲ營ムニ付テノ能力及熟練
- 五、國民ノ徳性ノ發達
- 六、文藝美術ノ發達
- 七、愛 國 心
- 第七條 前項ニ據ル勅令ニ於テハ地域ノ實況及住民ノ種類、生活狀態ヲ斟酌セシムベシ
- 第八條 國民文化審議會ヲ設立セシム、同審議會ハ法人トス
- 第九條 國民文化審議會ハ左ノ職務ヲ行フモノトス
(一) 現存スル國民文化ノ研究、改良、保存及向上
(二) 將來ニ存續又ハ改良セシム可キ國民文化ノ研究、改良及指定
(三) 國民文化ヲ時代ノ進運ニ即應セシムルコト
(四) 國民文化ニ依ル國民徳性ノ涵養ニ關スル方法ノ研究及

監督

(五) 國民文化ニ關スル事項ニ就キ政府ニ意見ヲ上申シノ
諸問ニ應ジ乃至實施スルコト

第十條 國民文化審議會ノ職務ヲ監督シ且ツ實施スル爲委員
會ヲ設置ス、委員及幹事ハ内閣之ヲ任命シ官報ニ公示セシム

第十六條 國務總理大臣ハ本法施行ニ關スル事務ヲ處理シ且ツ
本法ニ基テ事務執行ニ必要ナル規則ヲ公布スル權限ヲ有ス
前項ノ規則ハ官報ニ公示ノ上之ヲ實施ス

佛曆二四八五年國民文化ニ

關スル勅令

佛曆二四八五年九月二十八日裁可
佛曆二四八五年九月二十九日官報公示

第一條 本勅令ハ佛曆二四八五年國民文化ニ關スル勅令ト稱

第二條 本勅令ハ官報公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 各人ハ公ノ場所又ハ公衆ノ眼ニ觸ルル場所ニ於テ左
記ニ從ヒ善良優美ナル禮儀作法ヲ維持スベシ

1、理由ナクシテ喧嘩ニ耳ヲ發シ又ハ挑發的或ハ低級野
卑ナル言辭ヲ用ヒ又ハ國民文化ノ顯揚振興ニ努ムル者ニ對
シ侮蔑的言動ヲ爲サザルコト

2、乗物ニ乘車、入場券ノ購入、娛樂場へ入場ノ場合等公衆
ノ密集セル場所ニ於テ暴力ヲ以テ押シ合ヒ或ハ奪ヒ合ヒヲ
爲サザル事

3、理由ナクシテ他人ヲ包圍又ハ阻止スル事ニ依リ迷惑ヲ及
ボサザル事

4、書クベカラザル場所ニ落書ヲ爲シ嫌厭ノ念ヲ起サセザル

(一) 徳性文化部

(二) 慣習文化部

(三) 美術文化部

(四) 文藝文化部

第十二條 各部ノ職務規定ハ國民文化審議會之ヲ定ム

第十三條 國民文化審議會ハ政府ヨリ補助金ノ下附ヲ受ケ又ハ
個人若クハ團體ヨリ維持費ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第十四條 國民文化審議會ノ事業ニ關係アル目的ヲ有スル協會
又ハ團體ハ既設ト否トヲ問ハズ法律ニ基クテ設立事務ヲ遂
行シ若クハソノ事業ヲ繼續スル前ニ豫メ國民文化審議會ノ許
可ヲ受クルコトヲ要ス

第十五條 第六條ノ規定ニ基キ公布セラレタル勅令ニ據リ任命
セラレタル職員ノ命令ニ違反シタルモノハ之ヲ十二條以下ノ
罰金ニ處ス

前項ノ處刑ニ依リ得タル收入ハ歳入法典ノ規定スル趣旨ニ基
キ初等教育補助費ニ充當スルモノトス

事

5、公衆往來ノ國道ニ於テ水浴ヲ爲サザル事

6、橋ノ欄干上ニ腰掛ケ傾臥シ或ハ立タザル事

7、歩道ノ上ニ坐臥セザル事

第四條 家屋ニ關シテハ各人ハ左記ニ從ヒ公衆ノ眼ニ觸ルル
範圍内ニ於ケル秩序ノ整頓ヲ維持スベシ

1、布ソノ他ノ見苦シキモノヲ干サザル事

2、落書シ又ハ見苦シキ文章或ハ繪ヲ貼付セザル事

3、物品ヲ不整頓ノ状態ニ放置セザル事

4、便所又ハ見苦シキ塵芥汚物捨場ヲ設ケザル事

第五條 各人ハ國家ノ榮譽ヲ維持スベシ

市區域内ノ公ノ場所又ハ公衆ノ眼ニ觸ルル場所並ニ市區域外
特ニ内務大臣ノ許可ニ依リ縣知事ノ指定セル場所ニ於テ國家
ノ榮譽ヲ失墜セシムルガ如キ服裝即チ短キニ失スル腰卷又ハ
猿又ノミヲ穿キ就寢用「ズボン」ヲ穿キ又ハ水浴用腰卷ヲツ
ケ或ハ上衣ヲ着ケズ女子ノ場合ハ下着又ハ胸當ノミヲ着スル
等ノ服裝ヲ爲スコトヲ禁ズ

但シ避暑地水浴場或ハ運動場ニ於テソノ運動ノ必要ニ基キ一
般ニ公認セラルル服裝ハ時ト場所ヲ限リ差支ナシ

第六條 各人ハ正服規律又ハ慣習ニ從ヒ左記ニ依リ敬意ヲ表
スベシ

1、毎日午前八時ヲ期シ一齊ニ國旗ニ敬禮スベシ

2、國旗、軍旗、軍艦旗、「ユワチヨン」旗又ハ少年團旗ガ官
公署ニ於テ掲揚又ハ降下サルル時官務ノ爲維持セラルル時
又ハ軍人「ユワチヨン」或ハ少年團ノ隊列或ハ部隊ト共ニ
アル場合ハ之ニ對シ敬禮スベシ

3、官公署ノ儀式集會又ハ娛樂場内ニ於テ吹奏セラルル國歌
王德頌聖歌及ソノ他ノ頌聖歌ニ對シ敬意ヲ表スベシ

第七條 公ノ場所又ハ公衆ノ眼ニ觸ルル場所ニ於テ「タイ」
人ハ外國人ニ對シ物品ヲ乞フベカラズ、右ハ外國人ノ輕侮ヲ
招クコトナルベシ

第八條 「タイ」人ハソノ職業遂行ニ當リ才能及ビ行儀作法
ヲ以テ迅速且ツ細心ノ注意ヲ拂ヒ之ヲ行フベク店員雇傭人及
ビ乗客トノ應待ニ於テハ紳士的言動ヲ爲スベシ

第九條 「タイ」人ハ文學並ニ美術ノ進歩發展ヲ促進シ國家
又ハ佛教ノ榮譽ヲ失墜セシムベキ行爲ヲ爲サベカラズ

娛樂ニ關シテハ本勅令ノ施行ヲ管掌スル國務大臣ハ娛樂ノ種
類使用サルベキ樂器演劇用道具並ニ方法演劇ノ筋或ハ脚本ニ
就キ禁止スベキモノナルカ事前ニ許可ヲ要スルモノナルカ許
可ヲ與フベキモノナルカ或ハ一時的ニ許可ヲ與フベキモノナ
ルカヲ發言スル權限ヲ有ス

第十條 「タイ」人ハ「タイ」國ニ左祖スベク國民ノ榮譽ヲ失
墜セシムルガ如キ方法ニ依リ「タイ」國民即チ「タイ」人ヲ
侮蔑スベカラズ

第十一條 厚生大臣内務大臣並ニ文部大臣ハ本勅令ノ施行ヲ管掌スベシ

佛曆二四八六年國民文化法(第二編)

佛曆二四八五年十二月三十一日裁可

佛曆二四八六年一月一日官報公示

第一條 本法ハ佛曆二四八六年國民文化法(第二編)ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 佛曆二四八五年國民文化法第八條ノ規定ヲ廢シ次ノ通り改ム

「第八條 國民文化審議會ハ國務院總理ノ管掌スル官廳トス」

第四條 佛曆二四八五年國民文化法第十一條ノ規定ヲ廢シ次ノ通り改ム

「第十二條 國民文化審議會事務ヲ次ノ五事務局ニ分割ス」

(1) 精神文化事務局

(2) 風俗慣習文化事務局

(3) 藝術文化事務局

(4) 文學文化事務局

(5) 女性文化事務局

第五條 佛曆二四八五年國民文化法第十四條ノ規定ヲ廢シ次ノ通り改ム

「第十四條 國民文化審議會事務ニ關聯セル目的ヲ有スル協

會乃至機關ハ從前ヨリ設立シアルト否ト問ハズ最初ニ國民文化審議會ノ認可ヲ受ケ然ル後法律ニ從ヒ設立ヲ爲シ或ハ事業ヲ續行シ得ルモノトス然シテ已ニ設立乃至事業續行ヲ爲シ居ル以上ハ本審議會ノ監督下ニ置カルベシ協會乃至機關ニシテ事業續行ノ許可ヲ得ザルモノハ直チニ解散乃至事業ヲ停止セシム又若シ國民文化審議會ニシテ曩ニ協會乃至機關ニ下附セル認可ヲ取消スラ適當ナリト認メタル場合ニ於テモ斯ノ種協會乃至機關ハ同様ニ解散乃至事業ノ停止ヲ爲スベシ

第六條 佛曆二四八五年國民文化法第十五條ノ規定ヲ廢シ次ノ通り改ム

「第十五條 第六條ノ規定ニ從ヒ公布セラレタル勅令違反者ハ百銖以內ノ罰金又ハ一ヶ月ヲ超エザル禁錮乃至ハ罰金及

禁錮ヲ併科ス」

第七條 次ノ規定ヲ佛曆二四八五年國民文化法第十五條ノ二

トシテ増補ス

「第十五條(一) 未ダ國民文化審議會ノ許可ヲ得ズ法律ニ從

ヒ設立セザル協會乃至機關若クハ國民文化審議會ガ認可ヲ

取り消シ或ハ設立乃至事業續行ニ關シ認可ヲ與ヘザル協會

乃至機關ノ存立ヲ幫助助成スベキ行為乃至會員募集ヲ宣傳

ニヨリ企圖スル者ハ二千銖以內ノ罰金又ハ一ヶ月ヲ超エザ

ル禁錮若クハ罰金及禁錮ヲ併科ス

第八條 國務院總理ハ本法ノ施行ヲ管掌スベシ

佛曆二四八六年國民文化ニ

關スル勅令(第二編)

佛曆二四八五年十二月三十一日裁可

佛曆二四八六年一月一日官報公示

第一條 本勅令ハ佛曆二四八六年國民文化ニ關スル勅令(第二編)ト稱ス

第二條 本勅令ハ官報公示ノ日ヨリ施行ス

第三條 左ノ規定ヲ佛曆二四八五年國民文化ニ關スル勅令第三條ノ(八)ニ増補ス

「(八) 暴力ヲ以テ施物ヲ爭奪シ又ハ分配物ヲ受ケザル事」

第四條 内務大臣ハ本法ノ施行ヲ管掌スベシ

國民文化審議會委員

ビブリン首相を委員長とし、外務、厚生、内務、文部各大臣及びデアイン・ウイチャーレン・ベッタヤコム、パイロート・チャイヤナム、ローム・ブンラカム・コーウイット少佐、ピアン・ラット・チャタムニテートを委員、スプリダー・プラナセーリーを委員兼幹事としてゐるタイ國の國民文化審議會は、今回四名の委員を増員したが、その氏名は左の通りである。

副委員長 ダワン・タムロン・ナーワ・サワット大佐(現法相)

委員 サテイ・アイン・コーセート・アスマイン・ラット・チャ

トン

ワン・ワイ・タヤ・コーン・殿下

ライ・アット・ビブリン・ソク・ラム中佐(ビブリン首相夫人)

尙は右委員會の幹事長は昨年十一月四日附任命された前バタビヤ總領事バン・ジョン・チープ・ベンス・ク警察中佐で、氏は海軍兵學校の出身である。

改編後の泰國新管區

佛曆二四八四年(昭和十六年)九月十日附管區設置に關する國務院總理事務局告示により今回若干縣の廢合を経て編成された新管區は次の通りである。

▲第一管區 總督所在地 バーン・コーク 十七縣

プラ・ナ・コーン(バーン・コーク)、トンプリー、チャ・チュン

グサウ、チョンブリー、ラヨーン・チャン・タブリー、トラート

ブラ・ダボーン(パッタナンバン)、ビブリン・ソク・ラム、プラ

イチンブリー、パトナム・ターニー、サム・ウット・ソク・ラム、

ナ・コーン・パトナム、カイン・チャ・ナブリー、ラット・チャブリー、

ベツ・チャブリー、プラ・チニア・アープ・キーリー・カン各縣

▲第二管區 總督所在地 プラ・ナ・コーン・シニア・ユッタヤ 十二

縣

プラナコーンシアエッタヤ(アエッタヤ)、サラブリー
ロブブリー、ベツチャブリン・ピット、カムベーン・ベツト
ナコーンサワン、ウタイターニー、チャイナート、シンブ
リ、アーントーン、スパンブリー各縣

▲第三管區 總督所在地ナコーンラーツチャシーマー 十五縣

ナコーンラーツチャシーマー、チャイヤブーム、ブリーラム
ロイエツト、マハーサーラカム、ウボンラーツチャター
ニー、シー・サケート、スリン、ウドーンターニー、コーン
グリン、ナコーンパノム、ロオーイ、サコンナコーン、ノー
ンカイ、チャムパーサク各縣

▲第四管區 總督所在地ラムベーン 十二縣

チャーンマイ、チャーンタラーイ、メーホンソーン、ラム
ブリン、ラムバリン、ナーン、ブレ、ピツサヌローク、ス
コ、ウツタラデイト、ターク、ラーンチャーン各縣

▲第五管區 總督所在地ソクラー 十四縣

ソクラー、ナコーンシターマラート、パツタルン、ス
ラー、タターニー、チュムボーン、サトーン、パツタニー、ナ
ラー、テイワート、ヤラー、ブーケト、カビー、トラン、バン
ガラー、ノー各縣

(タイ・マイ紙)

タイ國新法令

- 一、同 同 クワリンクラング村
- 一、同 同 ハートヤイ村
- 一、ナコーンシターマラート縣トウクソク村
- 一、トラング縣ホアイヨート郡ホアイヨート村
- 一、同 同 ノーグチャーングレ、ン村
- 一、同 同 クワリンクマウ村
- 一、同 同 カバンク村
- 一、同 同 チョンプリー縣ムアーン郡バンコト村

内債發行法

六千萬銖以内に於て内債發行權を政府に附與した法律である
この内千二百萬銖は協同組合融資に、千八百萬銖は産業振興費
に、三千萬銖は國庫豫備金に充當される。利率は豫算の指定す
る所に從ひ四分半利であつて、償還期限は協同組合公債、産業
公債共に三十ヶ年、國庫公債十ヶ年である。

官吏任用に關する勅令

外務省人事委員會小委員會に、在外大使館、公使館、領事館
の長官を、本省に四年間若しくは在外勤務二年以上に及ぶ四等
官乃至七等官より選任する權限を與へる勅令である。

制服規程

ドウトデイマーラー法(文化勲法)

本法によつて、科學及び藝術部門に高位の資格を有する者は
勲章を授與され、且つ國家的功業を爲し遂げた者には年千二百
バーツ乃至四千八百バーツの賞金を下附されることになつた。

武官恩給法、文官恩給法改正

現行法の擴張で、國務への長期勤続者及びその繼嗣に對する
恩恵が擴大されると同時に、文官恩給法の附則が改正された。
本法により四年以上勤続の國務大臣に對し恩給年額三千六百
バーツが支給されることになつた。

國道建設法

軍用道路及び一般國道建設に對する土地收用の法律で、左の
候補地を含んでゐる。

- 軍用道路
バンコク市バーンクケーン郡ラートヤウ村
- 一般國道
一、ベツトチャブリン縣ロムカウ郡ヒンハウ村及び同ロンカウ
村
- 一、ナコーンシターマラート縣ハートヤイ郡トウクタムサ
ウ村

一人前の身體をもつ人間は必ず勤けと命じてある勅令に隨ひ
食糧、重要物資の増産及び戰爭完遂の仕事に從ふ人士に對し、
農工商委員會が許可することを規定した内閣告示である。

新會社設立

資本金四十萬圓を以て外國商品輸入其他を取扱ふべき新設ボ
ークカプライ株式會社の發起人は、無事定款登記を了した。
(バンコク・クロニクル)

泰國非常時自動車統制令

(要旨)

(二月九日公布)

- 一、交通ノ安全、遞送ノ均衡保持、治安保持ノ爲内務大臣ハ自
動車ノ讓渡、改造、機械部分品ノ取外シヲ禁止スルノ權限ヲ
有ス、但シ特ニ許可ヲ得タルモノ及ヒ修繕ノ場合ハ此ノ限リ
ニアラス
- 一、本勅令ニハ消防車、官應用車、道路工事用ローラーヲ除外
ス
- 一、本令ノ違反者ハ一萬バーツ以下ノ罰金又ハ五ヶ年以下ノ禁
錮ニ處シ又ハ之ヲ併課ス

30/20091

デリー放送局放送聴取禁止に關する泰國警視廳令

タイ國國防大臣管掌の佛曆二四八四年十二月十二日附最
指導官令第一二一八四號に依り警視廳令は佛曆二四七八年ラジ
オ通信法第九條に基く「保官」に任命され、右資格において去
る一月警視廳令を以て、印度デリー放送局放送聴取を禁止した
が、廳令内容は左の通りである。

一、ラジオ受信器ヲ以テ印度デリー放送局ノ放送ヲ聴取スルヲ
嚴禁ス、但シ政府機關備付ノラジオ受信器或ハ宣傳局長ヨリ
特ニ許可ヲ得タル民間ラジオ受信器ハ此ノ限りニ非ザルモ、
佛曆二四八四年十二月十二日附外國放送聴取令ニ基キ、警
ヲ屋外ニ漏洩セザル様聽取スベシ

二、第一條規定ノ禁止ヲ勵行セシムル爲、次ノ規定ヲ添メ、ラ
ジオ受信器所有者ヲシテ實行セシム
(イ) ラジオ受信器ノ所有者ハ本令發布ノ日ヨリ起算シ七日
以内ニラジオ受信器ノ數、種類、真空管數、短波長波ノ別
住所、姓名ヲ所轄警察署ヘ報告スベシ、報告ハ本人出頭或
ハ書面ヲ以テ之ヲナスコトヲ得
(ロ) (イ)項ニ規定スル期限後ニラジオ受信器ヲ入手セル者
ハ(イ)項ト同一條件ニテ三日以内ニ報告スベシ

(ハ) 政府所有ノラジオ受信器ニシテ個人ニ於テ保管スルト
キハ保管者ハ(イ)及(ロ)ノ規定ニ從ヒ警察署ヘ報告スベシ
但シ官廳ニ所在スル受信器ハ此ノ限りニ非ス
(ニ) 販賣用ラジオ受信器所有者ハ本令ノ規定ニ從フベシ、短
波長波ノ別、購入者ノ姓名住所ヲ、販賣ノ日ヨリ三日以内
ニ所管警察署ニ報告スベシ、報告ハ本人出頭或ハ書面ヲ以
テ之ヲナスコトヲ得

三、本令令ヲ實施スルタメ、各警察署ハ所轄區域内ノラジオ受
信器ノ所有者名簿ヲ作成シ、之ヲ嚴重ニ取締ルベシ、本令ノ
違反者ハ逮捕セラレ受信器ヲ押收セラルベシ、警察署ハ之ヲ
告訴シ判決ノ後受信器ヲ沒收シ、ソノ旨ヲ警視廳ヘ報告スベ
シ
佛曆二四八六年一月八日
警視廳總監警察中將 アドンデッチャラツ

泰國新首都設計案

タイ國土木局は二月十日新首都建設委員長プロムヨロテイ
一内相に提出すべき新首都設計案を發表したが、右に依れば新
首都はサラブリーの佛跡アラ・ブッタ・パートの高地を北に控
へ、パーサク河に臨む廣汎な地域であつて、北部中央に首相官
邸議事堂位し、大學運動場、博物館等を含む極めて雄大な近代

都市計畫である。官衙、商業區域を含む都市區域は約二百平方
キロに及んでゐるといふ。

農業金融銀行案内

泰國政府は遠く全國農業關係組合の金融機關たる共同組合銀
行の設立を考慮してゐたが、愈々成案を得たので、二月四日の
議會に提出、滿場一致第一議會を通過した。同銀行は日本の產
業組合中央金庫に當る。本案の内容に就き、ルアング・シン農
相の説明によれば、これによつて設立さるべき新銀行は、泰全
國の農業關係共同組合の金融中央機關となるもので、現在共同
組合の資金は中央銀行より貸付を受けてゐるが、資金の運用は
圓滑を缺き、共同組合の活動を阻害する惧れがある。しかし新
銀行設立の曉には共同組合は資金の圓滑なる供給をうけ、十二
分の活躍が出来るであらう。新銀行の資本金は一千萬バーツで
株券は一枚百バーツ、十萬株を募集するが、全國共同組合をも
つて主要株主を構成し、利益の二十パーセントは積立金とする
新銀行の重役會々長には農業大臣が當り、共同組合書記長が副
會長を兼ねる豫定であると(同盟時事月報)

タイ國の産米狀況

一九四二年三月調

佛領印度支那に次ぐ米の大輸出國はタイ國である。輸出餘力
は佛印に比較すれば比重は低いが、尙生産額の二五%を輸出し
得、數量に於ては平均して略々佛印と伯仲の間にある。一九三
九—四〇年度にはタイ國は前二年の豐作に引續き四、五三六
萬キントル以上の收穫を擧げ、良好な成績を示した。本年は天
候極めて不良のため作柄は非常に悪いと云はれてゐる。政府筋
の發表ではないが、豫想は一、〇〇〇萬キントルを割るであら
うと見てゐるから、これは最近二十年間に於ける最悪の收穫の
一となるものと思ふ。假りにこの大凶作豫想が正しくないとし
ても、一九四〇年の好需要が輸出餘力の殆んど全部を吸収して
しまつた丈けに一九四一年のタイ國米の輸出餘力は最近三ヶ年
のそれと比較すれば非常に低いことは明らかである。一九四〇
年末のバーンコークに於ける輸出米の滞荷は非常に多かつたや
うである。

タイ國に於ける主要産米地はメーナム河を中心とする大平野
とナム・チー及びナム・ムーン兩河の流域を占むるコーラート
大平野及びメーナム・ビン河流域のチェンマイ盆地の諸地方で
就中メーナム河流域の中央大平野がタイ國米作の中心地である
最近の生産、輸出入額左の如し。

年 度	作付面積 千ヘクタール	産 額 千キントナル	一陌當り産額 キントナル	輸 入	輸 出	輸 出 超 過
一九二九—三三年	二、七九二	四、五七八	一、六〇四	—	—	—
平均一九三三—三八年	二、八四〇	四、三五六	一、五〇四	—	—	—
一九三七—三八年	二、九四三	四、五三七	一、五〇五	—	—	—
平均一九三八—三九年	三、一二九	四、五、二三七	一、四、五	—	—	—
一九三九—四〇年	三、一八九	五、〇、八二七	一、五、九	—	—	—

八四

(南洋培栽協會調査)

最近三ヶ年のタイ國財政 (單位百萬バーツ)

一 月—二 月	一九四二年度	一九四三年度
歳 入	一三八・〇	一四八・〇
歳 出	一四七・六	一四八・八
特別支出	五六・五	九三・〇

タイ國關係雜誌記事

本協會調査部編

- 八 月 (つゞき)
 - 泰國破産法の沿革及破産裁判所 齋藤常三郎 國民經濟雜誌
 - 日泰通貨協定の核心 竹島富三郎 銀行研究
 - 泰ビルマ國境を行く(二) 濱島 信 臺灣地方行政
- 九 月 (つゞき)
 - 轉換期に立つ泰國經濟 同盟通信解説
 - 泰 國 專 情 南 洋
- 十 月 (つゞき)
 - 南方圏の音楽 田邊 尚雄 興亞教育
 - 泰國破産法 齋藤常三郎 國民經濟雜誌
- 十一月 (つゞき)
 - 泰國輸入組合加入資格商社一覽 被服協會 交 易
 - 泰國住民の分布と服装 被服協會 被 服
- 十二月 (つゞき)
 - 自主性回復の泰國通貨 エコノミスト
 - 泰國の對外貿易 國際文化協會々報
 - タイ國の鑛業 大東亞資源
- 十一月 (つゞき)
 - 新興タイ國と華僑の動向 原田 禎一 南 進
 - 圖解タイ國の農産資料 地 理 學
 - 日タイ文化協定成立の意義 石川 昌彦 新亞細亞
 - タイ國選舉法(改正) 江尻英太郎 同
 - タイ史話フォールコンとその妻(十八) 郡司 喜一 同
- 十二月 (つゞき)
 - 泰國産業概観、農産の部(其ノ二) 大山 周三 貿易統制會々報
 - 日泰文化會館の組織について 柳澤 健 國際文化

- 泰國厚生文化運動の現況
 - 再編成下のタイ國經濟
 - 泰國の貨幣制度(上)
 - 泰國の宗教觀念
 - 南方旅行者手帳
 - 水都アユチャ游記
 - 對泰調查機關の設置—日泰文化事業の一として
 - タイ語のローマ字(終)
 - 盟邦泰國に對する文化事業
 - 南方經濟發展(タラ運河最初の提唱者)
 - タイ史話(オールコンとその妻(一九))
 - 學び易い言語(既刊のタイ語研究書數冊について)山口武
 - タイ語入門(一)
 - 泰國產業概観、林業の部
 - 南方共榮園の地政學考(三)
 - 南方園の交通

- 泰國人に日本語を教へる
 - タイ國風習雜感
 - 起らるる泰國の女子青年
 - タイ史話(オールコンとその妻(二〇))
 - 泰國產業概観(四)畜産業の部
 - 農業集團としての泰社會研究
 - 泰國の近狀
 - 南洋最近の米穀事情(一九四二年三月調)
 - 南方建設一周年誌(タイ國)
 - Thailand Celebrates 1st war Anniversary: Nippon Times Weekly Vol. XIV, No.5
 - Thailand Cooperates in the War Effort: 〃
 - 農産神の顯現(南方産米談義)
 - 南方諸國の人口と土地利用(二)
 - 泰國の農業概観
 - 泰國の家畜情況
 - 泰國の纖維製品輸入狀況
 - Fighting Thailand: Nippon Times Weekly (Vol. XIV, No.9, p. 4-5)
 - Chiang's Insult to Thailand: 〃 (〃 No.10, p. 22-23)

雜報欄

○在泰華僑汪主席に通電

泰國華僑は國民政府の對英宣戰報告に對し一月十二日汪主席に宛て通電
 泰國在留中華民國國民一同大なる希望をもつて宣戰の趣旨を體し征戰完遂のために努力する
 旨宣誓し、汪主席に對する忠誠を表明した。(一・一一、パインヨーク發同盟)

○駐日泰國大使館感謝聲明

駐日タイ國大使館では昨春秋の同國水害に際し帝國政府の慰問救濟措置に引續き同國に示された大日本航空會社、在日印度獨立聯盟等の如き團體その他個人の同情、見舞に對し、一月十六日感謝聲明を發し、帝國朝野の博愛行爲は永久にタイ國民の腦裡に銘記されるべき旨盟邦の友人に對し傳ふところがあつた
 (一・一七、朝日)

○辭令

タイ國在勤帝國大使館附武官陸軍少將 守屋 精 爾
 免本職兼補タイ國在勤帝國大使館附武官 陸軍中佐 岸 喜代 二
 兼補タイ國在勤帝國大使館附武官補佐官 陸軍中佐 池 田 省 一
 タイ國在勤帝國大使館附武官補佐官陸軍中佐 池 田 省 一
 免本職 (以上一・一九發令)

○ブ中將泰國副總理就任

泰國政府は一月廿日付をもつて内務大臣プロムヨテイ陸軍中將を副首相に任命發令した。同中將はビブン首相の國防大臣兼任前に國防大臣の重職にあり、泰内閣に重きをなしてゐる。(一・二一、パインヨーク發讀賣)

○泰國地方行政改革

八七

サイゴン、バインコック、昭南島との直通連絡が完成、對マニラ線も近く完成するので、日本、南方各地域間の通信網は上海を中心として一段と強化されることとなった。(一・一九、上海發同盟)

○泰・佛印停戰記念日

泰國政府は過般泰・佛印紛争停戰日の一月二十八日を泰・佛印休戰記念日と決定したが、その第一回目を迎へる一月二十八日は泰國全土の官衙、學校、商店は一齊に休業、バインコックでは戰捷記念塔前で紛争犠牲者の英魂に國民的感謝を捧げる。(一・二八、バインコック發讀賣)

○日泰文化會館の事業

大東亞省では日タイ兩國文化交流を促進すべくバインコックに設立された日泰文化會館に補助金を十八年度追加豫算として六十四萬圓を計上した。同會館は差し當つて日本語の普及、交換學生の斡旋、博覽會の開催等の諸事業を行ふ筈である。(一・二九、毎日)

○タムロン法相特別任用

タイ國司法大臣タムロン海軍大臣は一月三十日附を以て陸軍

ビョン首相の強力なる指導のもとに近代的國防國家建設に邁進してゐる泰國政府は、中央行政機構の整備と相まつて、地方行政の刷新を行ひ、もつて中央の方針を地方に滲透せしめ、戰爭遂行に遺憾なからしめんことを企圖してゐるが、一月二十日の閣議で決定した地方行政改革は、かゝる政府の意向をもつとも端的に表明したものと見て注目を惹いてゐる。これは目下議會において審議中であるが、當局の説明によれば、村長および區長を官吏として内務省が任命し、從來の自治的な選挙による任命を認めず、さらにこれら村長、區長となる資格は生粋のタイ國人であつて、しかも軍人もしくは警察官吏たるの經歷を有するものに限定してゐる。今回の新地方行政法により國內の末端機構にいたるまで悉く中央の一元的統制下に服することとなり強力なる中央集權的國家體制がこゝに確立されるものといつてよい。なほタイ國政府はこれと並んで市および町自治體の改正を行ひ、國家行政の方針に符合せしめんと企圖してゐる。(一・二四、バインコック發朝日)

○上海、盤谷、昭南間無線開通

華中電氣通信ではかねて日滿支を中核とし南方諸地域を外廓とする大東亞通信網の確立を目標に建設計畫を進めてゐたが、この程對昭南島無線直通線の完成をみたので、一月十八日業務を開始した。これにより南方關係では香港、廣東、厦門を始め

大佐、空軍大佐に特別任用された。

○泰國煙草專賣制實施

タイ國政府は健全財政と農村振興を目的として煙草專賣法案を議會に提出、このほごその協賛を得たので、諸準備の完了を待つて近く實施する。これによる政府の収益は年六千四百萬バーツの見込みである。しかして專賣法の施行と相俟つて、政府は品種の改良、製法に改善を加へ、印度、東印度などの製品に遜色なき優良煙草の大量生産を企圖してゐる。(一・三一、バインコック發朝日)

○泰の「東亞の子育生會」

タイ政府は今年の元旦に生れた子供を「東亞の子」として國家の手で育てることになり、ビョン首相夫人を顧問に「東亞の子育生會」を組織した。元旦生れた男子九百十名、女子七百三十二名、この「東亞の子」は國家の費として絶えず健康診断をし、病氣は無料で治し、二十歳まで教育費を支給する。(一・二七、バインコック發朝日)

○元タイ協會副會長に御贈勳

長き邊りでは、元日本タイ協會副會長スタム・ピット・サリー氏に對し、日泰親善に盡せる功績を思召され、二月八日勳

三等瑞寶章を御贈與あらせられる旨御沙汰あらせられた。(二・九、朝日)

○日本文化會館の改稱

泰國への日本文化紹介に活躍して來た在バインコックの日本文化會館(館長柳澤健氏)は今回その名稱を「日泰文化會館」と改めるとともに日泰兩國の文化交流に一段と力を注ぐこととなり、このため赤坂區溜池五に東京事務所を新設、現地と國內との聯絡事務を開始した。(二・四、朝日)

○泰國の武器彈藥取締令

泰國政府は戰爭目的遂行と國內施政確立のため二月十六日附武器彈藥取締令を發し、凶器その他の使用を嚴重取締る旨を告示した。同令によれば、一般民衆にして武器彈藥を所持する者はその理由を當局に届出で、その處置を仰ぐこと、もし許可なくしてこれら所持する者は五千圓以下の罰金、若くは五年以下の體刑に處することを規定した。政府は今なほ民間に隠匿されてゐる武器彈藥をことごとく引揚げ、もつて不穩分子の策動に備へんとするものである。(二・一七、バインコック發朝日)

○日泰親善佛教大會

佛教を通じて日泰親善關係を増進しようと、大日本佛教會で

は大東亞、外務、文部各省、情報局後援のもとに二月二十七日午後二時から築地本願寺で日泰親善佛教大會を開催した。全國道府縣佛教會代表百二十餘名、大東亞、外務、文部、各省關係官、タウイ代理大使以下泰國大使館員ら參列、大東亞戰爭參加日泰戰將兵感謝法要、泰國水害遭難死亡者追悼法要を行つたのち、さきに全國佛教徒が泰國水害見舞金として釀金した二十萬圓を、酒井大日本佛教會長からタウイ代理大使に贈呈した。(二・二八、朝日)

○泰國の紡績訓練所新設

泰國政府は開戦以來國內産業開發に多大の努力を傾倒してゐるが、産業促進省はこのほど紡績訓練所を設け、泰國紡績業の技術的準備を整へることになつた。泰國の棉作は米作を主作とする結果概算一萬乃至二萬ピタルに過ぎないが、國民革命以來巨額の獎勵金を出し、棉作獎勵に努力し、特に北部、東北部及び東部二十五縣は棉花栽培に好適な條件を備へ、將來の増産を約束してゐるのである。今回の計畫はこれら二十五縣に百三ヶ所の訓練所を設け、各訓練所において生徒六十名を教育するもので、この目的のため既に六千臺の紡績機械が政府の手によつて準備されてゐる。訓練期間は三月で、近く開かれる豫定である。(四・二二、讀賣)

○泰國新商務大臣

タイ國政府はさきに辭職したコウイット商相の後任として三月三日商務次官モンムルアン・サニオン氏を昇格、商務大臣に任命する旨發表した。(三・四、バーンコーク發同盟)

○泰國金賣買を停止す

タイ國政府は三月五日バーンコーク市中の金取引業者に對し金の賣買停止を命ずると共に取引内容の調査を開始した。右はバーンコークにおける金の市中相場が同月五日午前に至り重量一バーツ(十五グラム)當り二百バーツといふ氣狂相場を現出し、市況は全く混亂状態に陥つたためである。本年年初來百十バーツ見當を上下してゐた金相場は、二月中旬より換物運動の影響を受け昂騰歩調を示し、三月に入つてより大口小口投機者筋が金買に殺到、一日の値動きが廿バーツにも及び、遂に五日には二百バーツといふ本年初の百五バーツの二倍に及ぶ奔騰振りとなつたため、現在まで金の取引は一般國民生活には影響なしとの見解から放任してゐた當局も、遂に取締を開始するに至つたものである。(三・六、バーンコーク發同盟)

○ピブン首相國民に警告

最近の泰國における物價騰貴に對しピブン首相は三月五日ラ

ジオを通じて左の如き警告を發した。最近金の相場は連日昂騰し、他の物價も騰貴しつゝあるが、これは全く奸商の行爲によるものである。國民は流説に惑はされるな。(三・五、バーンコーク發同盟)

○泰國大量の國産製藥

泰では藥草の豊富なるを利用して約一千の種類の製藥化する事になり、すでに會社を設立、輸入藥品に代つて早くも市場に賣出されてゐる。(三・六、バーンコーク發讀賣)

○石井在泰國代理大使聲明

石井在泰國代理大使は一月廿五日の泰日參戰一周年記念日に際し大要次の如きステートメントを發表した。泰國宣戰一周年を記念するに當り吾人は戰略上既に必勝不敗態勢の確立に過ぎなき信念を有するものなれども、同時にまた非道米英の野望を破砕し、眞の平和を確立するがためには米英の戰爭努力、戰爭意志の絶滅を圖るの他なく、而もこのことたるやアジア十億の神聖なる實務にして、その渾然かつ搖ぎなき結合協力こそ必須とするところなり。余は戦時日本の一位が凡ゆる犠牲を甘受する覺悟を有しをることを明言すると同時に、泰國政府および國民の戰爭完遂に對する努力に對し衷心敬意を表す。この意義深き記念日を迎

ふるに當り、同盟の精神と信義に徹したる日泰協力の愈々強化せられんことを祈願する次第なり。(一・二四、バーンコーク發讀賣)

○駐日泰國大使館聲明

駐日泰國大使館では左の如き聲明を發表した。泰國の今次聖戰への自主的參加は、大東亞における米英勢力の害悪を根絶せんとすの斷乎たる決意によるもので、それによつてこれ等帝國主義諸國の繫縛より亞細亞の諸民族を解放せんとするものである。吾々はまた亞細亞諸民族の結合が亞細亞救済の鍵たることを確信するものである。一年間を回顧して吾々は陸に將た空に擧げられた日本軍の驚異的戰果を讚嘆せざるを得ない。タイ國もまたピブンソンクラム元帥閣下の英邁なる指導の下に、北部泰緬國境に戰略上有利なる地歩を占めて輝かしき成功を収め、幾千の同胞を英國の桎梏より解放せしめたのである。一年間に於ける兩國間の軍事および協力の同志的精神は以て範とすべきものである。その精神は必ずや最後の勝利と各國がその各々所を得べきよりよき世界への道を拓くものであることを確信するものである。(一・二四、讀賣)

○參戰一周年記念日の泰國

軍事的盟約に結ばれ大東亞戦争下帝國と共生共死、新東亞建設に邁進しつゝある泰國が對米英宣戰を布告してから滿一ヶ年その記念日にあたる一月廿五日、駐泰帝國大使館石井代理大使は守屋前陸軍武官、左近允海軍武官、内山總領事らを帶同、午前十時外務省にワイチット外相を訪問、祝辭を述べた。これに對し外相は午前十一時シット外務次官、プラリエム儀典課長を伴ひ帝國大使館に石井代理大使を訪問、答辭を述べ、和氣黨々たるうちに米英撃滅の樞軸必勝を誓ひあつた。(一・二五、パインコーク發朝日)

◆ ディレック大使歸國談

ディレック泰國大使は歸任の途中、五日サイゴン泰國領事館において今回の歸國の印象を左の如く語つた。

戦時下の泰國に久方ふりで歸國して感じたことは、泰國國民の戰爭完遂に關する熱意の強さであり、ビブン首相に對する國民の深い信頼である。泰國國民は今や日本の勝利は泰國の勝利であり、日本の敗北は泰國の敗北であるとの確信に一致してゐる。余は歸國中トロカデル・ホテルを始め各所で日本紹介の講演を行ひ、日本國民の忠誠、固き國民的團結を紹介したが、國民の間に多大の反響を捲起した。今や泰國國民は殆んどすべて是非日本を訪問したいとの希望を持つてゐることだ。

(一・二七、サイゴン發朝日)

九二

○ 盤谷に日本圖書館を開設

大東亞の盟主日本の文化を泰國國民に開放顯示して、共に文化共榮の硬い紐帶を強化しよう、泰國日本人會では大東亞戦一周年記念事業として首都盤谷に日本圖書館を開設することとなり、その圖書設備のため、東京で大東亞省文化課長東光武三氏、日本圖書協會理事中田邦造氏、日本出版配給會社企業課長雲石萬藏氏等を招いて『良書設備の協議會』を開催して打合せを行つたが、この程在盤谷本邦商社の熱烈な賛同と積極的な支持を得て醸出された二萬五千バツツが送金されたので圖書の購入に關しては一切を海外同胞中央會に委屬した。委屬された同會ではまづ良書選抜について特に慎重を期してゐる。大體五千冊を厳選する方針であるが一般からの圖書寄贈も受け、送本の勞をとることになつてゐる。

近く現地に赴任、この事務を取扱ふことになつた海外同胞中央會訓練所第二期特別訓練生飯塚勉君は左の如く抱負を語つた
内地の各圖書館の陳列法を充分研究して赴任の曉は在留邦人は勿論であります、泰國人にも満足のゆく様に、及ばずながら圖書を通じて兩國親善に盡したいと思つてゐます。(海外同胞三月號)

○ 陸軍記念日と泰國

三月十日我が陸軍記念日に對し、パインコークでは同日午前八時より國立運動場で軍官民合同の大運動會を開催、泰國の若人も參加して炎天下に親善禮卷を繰擧げるとともに、日泰相携へて「米英撃ちてしまむ」の決意を掲げた。(三・一〇、パインコーク發朝日)

○ 泰國攝政妃中佐任官

泰國ビブン首相は三月十二日泰國王の名を以て第一攝政アーチット殿下の妃マム・コツプオ・アパコン殿下を特に騎兵中佐に任命した旨を告示した。(三・一二、パインコーク發朝日)

○ 泰國・母性擁護法令公布

タイでは此度「夫は妻を殴るべからず」といふ嚴しい法令が出た。違反者は最高十年の嚴刑に處せられる規定である。(三・一三、パインコーク發朝日)

○ 泰國金賣買を再開

泰國大藏省は三月五日金相場暴騰に鑑み市中金取引の停止を命じ、爾來各金取引業者の營業内容を調査中であつたが、市場も一應平靜化したため、十五日より營業を平常通り許可する

○ タイ國文化祭開催

國民文化の向上發展に力癩を入れてゐるタイ國では、この度政府各省廻り持ち、毎週一回、パインコークを初め全國各地で文化祭を催し、文化事業の進展に拍車をかけることに決定、その第一回の催しは三月二十八日泰文化協會主催で首都パインコークにおいて行はれる。婦人の各種服装審査や音樂審査をはじめ、繪畫展覽會、文化講演などが織り込まれてゐる。(三・一八、パインコーク發朝日)

○ 泰及南方諸地定期航空開く

大日本航空株式會社では四月一日から比島、佛印、マライ、泰方面に次の通り定期航空の營業を開始し、福岡―昭南間を二日間で連絡するとともに、戰爭勃發以來休止してゐた大陸向航空路の復活、大東亞共榮建設工作の促進をはかることとなつた旨三月二十三日遞信省から發表された。但し現状から見ても貨客に對しては或る程度の制限が加へられることになつてゐる。(括弧内は運航回數)

◇ 福岡―新京(週一回) ◇ 福岡―北京(同) ◇ 福岡―南京(週二

回)〇福岡―廣東(同)〇福岡―昭南(同)〇福岡―盤谷(週一回)〇福岡―臺北(週四回)〇福岡―マニラ(週二回)

〇ビブン首相國民に呼びかけ

泰國首相ビブン氏の代辯者サマキタイ氏は三月二十一日夜ラジオを通じて泰國民に一致團結の急務なることを説き、政府に反對する者は第五列と見做す旨を聲明、ビブン首相がいかに堅固なる決意と信念をもつて國內の結束と戰爭完遂に邁進してゐるかを明かにした。放送の要旨は次の通りである。

祖國を愛する者が、結束を固め、不屈不撓の決意をもつて政府の政策を支持せよ、かくてこそ何人もその終局を豫測し得ない今次の戰爭において最後の勝利への途が開かれるのである。いかなる國家もその理想とするところと一部人士の考へ方が分離するならば、戦ひに敗れ、生存し得なくなる、さればこそ各國は戦ひに勝たんがため相手國の士氣を妨害せんとして必死の宣傳を試みてゐる。勝利の鍵は一國が他國の軍隊を完全に壓迫するのみでなく、國民の意氣を挫き、かれらの間に對立を惹起せしめることに存する。戦時下國民は政府を支持し、その命令を遵守すべきである。

特に弱點を見せることは絶対にいけない。若し政府と國家との繋がり切斷されるならば、國民は忽ち孤立し、混亂その極に達する、かゝる國民の終局については言はずとも明らか

であらう。國民思想の統一を妨げ、泰國民を分離せしめんと暗躍してゐる人士があるならば、かゝる人士こそ第五列であり、法に照して斷乎たる處分を行ふ方針である。(三二二四、バーンコーク發朝日)

〇泰の日泰文化協定祝賀會

日泰文化協定成立の記念祝賀會は、三月二十四日の晚餐會に引續き二十五日午後四時半よりバーンコークのチュラロンコン大學講堂に日泰文化の夕を繰りひろげ、アジア精神の昂揚と日泰同生共死の結盟をいよゝ堅くした。ビブン首相は東條首相のメッセージを朗讀、谷外相、青木大東亞相、近衛日本タイ協會々長の祝辭、ついで泰國民文化審議會副會長タムロン法相、坪上大使、ウイチット外相、柳澤日泰文化會館々長の挨拶が行はれた。この間絢爛たる泰國古典舞踊の粹が全觀衆の拍手喝采裡につきくと上演され、最後に兩國國歌を合唱、戦時下日泰文化の交流をいよいよ繁くし、米英擊滅に一路邁進すべきことを誓つた。なほ二十九日は坪上大使の招待による祝賀晚餐會が大傳館邸において行はれる。(三二二六、バーンコーク發朝日)

協會記事

〇理事會並に評議員會開催

三月三十日正午より芝三森亭に於て本協會理事會並に評議員會開催、會務に就き協議した。

〇徳川副會長送別會

比島派遣軍囑託にして一時歸朝中の徳川本協會副會長は近々中再び南方に出發せられるに付、本協會役員有志は三月二十五日正午送別午餐會を大東亞會館に於て開催した。

〇會員の異動

左記三氏入會せらる。
通常會員 増田壽郎殿(東京) 朝日新聞社記者
同 福田順吉殿(同) 横濱正金銀行員

〇會員の消息

〇寄贈圖書

△岡部長景子(理事) 三月三日に誕生した貴族院文化會に會員として参加さる。
△岡部子爵母堂 岡部理事母堂坻子刀自は三月廿日午前二時四十分東京目黒區三田五四の別邸で逝去された。享年七十七、告別式は廿五日青山齋場で盛大に営まれた。刀自は元法相、樞密顧問官故岡部長職子の未亡人で日露戰爭當時愛國婦人會長として活躍された。
△二荒芳徳伯(理事) 貴族院文化會に會員として参加さる。
△岩倉具榮公(通常會員) 同會に會員として参加さる。
△大河内正敏子(通常會員) 三月十八日内閣顧問仰付けらる。
△丹羽善之助氏(通常會員) 希音家子交の名によつて日本歌劇なる新境地に立つて長年研鑽を積まれつゝある氏は、日本文學報國會推薦、毎日新聞社後援を以て三月二十八日晝夜二回歌舞伎座に於て日本歌劇第一回公演「大伴家持」三幕六場を公開し、多大の成功を収められた。

左記の如く各々御寄贈を賜り厚く御禮申し上げます。

一、比律賓の資源と貿易(調査彙報第九輯)

- 一、日本貿易振興協會
- 一、南方亞細亞の文化(新亞細亞叢書IV)
- 一、滿鐵東亞經濟調査局
- 一、日本諸學振興委員會研究報告第十五篇自然科學

- 一、新大なるタイ(宮原武雄著) 一部 文部省 教學局
- 一、泰國の佛教事情(佐藤致孝著) 一部 三井 泰 致 孝
- 一、河内遠東古學院現職・越南佛典略編 一部 國際 佛教協會
- 一、晴風隨筆(吉田晴風著) 一部 晴 風 會 本 部
- 一、アンコール遺址群(バルマンテイエ永田逸郎譯) 一部 育 生 社 弘 道 閣

小冊子雜誌

- ▲マレーに於ける資源及貿易(貿易對策資料第二輯) 一部 日本貿易振興株式會社企業部 ▲南方地域邦文資料目錄(追加第二輯) 一部 東亞研究所資料課 ▲ビルマの宗教 一部 日本ビルマ協會調查部 ▲南方講座 一部 京都市文化課 ▲公道價格目一覽表(追録七) 一部 中央價統制協力會議 ▲會社固定資産價規則解説 一部 同 ▲印度の保護産業と其の貿易關係 一部 日本貿易振興株式會社企業部

- ▲日比關係年表(石井英太郎編) 一部 比律賓協會 ▲日本絹人絹輸出振興會報告 一部 日本絹人絹輸出振興會 ▲大日本勸業園時報 一部 大日本勸業園中央本部 ▲勸業叢書第一卷 一、産業再編成論(野田蘭藏著) 一部 同 ▲保税制度(緒方基則著) 一部 府立東京商工獎勵館 ▲南方園資源一覽表 一部 同 ▲南方園早わかり 一部 同 ▲大東亞經濟建設と東亞經濟懇談會 一部 東亞經濟懇談會 ▲第三回日滿經濟懇談會 一部 同 ▲支那の食糧事情(調査資料第六輯) 一部 同 ▲印度を語る 一、印度建國之精神と獨立運動(資料第十五輯) 一部 同 ▲蒙藏の特産工業 一部 蒙藏資料社 ▲施政綱領概論(金井章二博士述) 一部 同 ▲南方共榮園資料目錄第二輯(昭和十六年度) 一部 同 ▲華僑研究(太平洋産業研究叢書第八輯) 一部 同 ▲日泰親善號(東洋文化學會發行) 一部 大東亞省南方事務局文化課 ▲天理統計年鑑(第十二回) 一部 天理教圖書館 ▲泰國の産業に就て 一部 南洋經濟研究所 ▲財團法人國際文化振興會役員名簿 一部 國際文化振興會 ▲大東亞の交易經濟方策 一部 日本貿易振興協會 ▲創立趣意・事業抄録 一部 青年文化振興會 ▲大東亞文化の創造と當會の使命 一部 大東亞科學經濟研究會 ▲滿洲の交通(社業叢書) 一部 滿鐵弘報課 ▲泰語寫真帳 一〇〇部 國際觀光協會 ▲邦人の南方園認識と南進論的發展 一部 彦根高商調査課 ▲南方園研究文獻(一) 一部 同 ▲新書圖書目錄第十三號(昭和十七年七月一

日十月卅一日) 一部 東亞研究所資料課 ▲加奈陀の貿易及び貿易政策 一部 日本貿易振興協會 ▲大東亞共榮園資料目錄(アジア文化第五號) 二部 資文堂書店 ▲外語(東京一九四二年) 第一九號) 五一部 府立商工獎勵館 ▲與亞一部 與南協會 ▲與亞團體概覽

- (一) 一部 大政翼實會與亞局 ▲府立東京商工獎勵館展示南方資料要覽 一部 同館
- ▲新亞細亞(滿鐵東亞經濟調査局) 四卷十二號、五卷一、二號
- ▲南洋(南洋協會) 二八卷二、三號、二九卷一、二號
- ▲太平洋(太平洋協會) 六卷一、二、三號
- ▲國際評論(國際日本協會) 八卷一號
- ▲南方(南支調査會) 四卷十二號、五卷一號
- ▲東亞經濟月報(山崎經濟研究會) 八卷一、二、三號
- ▲南洋栽培協會々報(南洋栽培協會) 十六卷十一號、十七卷一、二號
- ▲貿易統制會々報(貿易統制會) 一卷八號、二卷一、二號
- ▲地政學(日本地政學協會) 二卷十二號、二卷一、二號
- ▲比律賓情報(比律賓協會) 六五、六六、六七、六八號
- ▲海を越えて(日本拓殖協會) 六卷一、二、三號
- ▲南進(南進社) 七卷十二號、八卷三號
- ▲南方情勢(南方情勢社) 七五、七六、七七號
- ▲回教園(回教園研究所) 六卷十號
- ▲支那(東亞同文會) 三三卷十二號、三四卷一、二、三號

▲有終(海軍有終會) 三十卷一、二、三號

▲海(大阪商船株式會社) 十二卷十二號、十三卷二號

▲觀光(日本觀光聯盟) 二卷十二號、三卷一、二號

▲文化(日本文化中央聯盟) 七卷一、二號

▲國際文化(國際文化振興會) 二二、二三號

▲皇道世界(海外之日本社) 十六卷十號、十七卷一、二號

▲東亞文化園(青年文化協會東亞文化園社) 一卷十二號、二卷一、二、三號

▲交易(橫濱貿易協會) 二四三、二四四、二四五、二四六號

▲經濟彙刊(華興商業銀行) 三卷九、一〇、一一號

▲物價協力時報(中央物價統制協力會議) 三年一二號、四年一、二號

▲臺灣金融經濟月報(臺灣銀行調查部) 一五三、四、五、六、七、八、九號

▲纖維需給調整協會々報(纖維需給調整協會) 三卷二一號

▲地學雜誌(東京地學協會) 五四年六四六、七、八號

▲小村侯記念圖書館報(小村侯記念圖書館) 二二、二三號

▲國際月報(情報局第三課第二部) 二四、二五號

▲調査月報(日本興業銀行調查部) 昭十七年十二月、十八年一、二月

▲南洋經濟研究(南洋經濟研究所) 六卷一號

▲南方資料(東亞經綸研究會) 二八、二九號

- ▲ローマ字世界(日本ローマ字會)三二卷十二號、三三卷一、二、三號
- ▲報道寫真(日本寫真協會)二卷十二號、三卷一號
- ▲興亞週報(大日本興亞同盟)第三九—五一號
- ▲出版文化(日本出版文化協會)第四〇—五一號
- ▲日本宣傳文化協會々報(日本宣傳文化協會)六、七、八、九、一〇號
- ▲東亞經濟懇談會々報(東亞經濟懇談會)一卷一、二號、二卷一、二、三號
- ▲高雄經濟情報(高雄州商工獎勵館・商工會議所)五卷三期
- ▲海外佛教事情(國際佛教協會)八卷三、四號、九卷一號
- ▲麻と船具(麻船具社)十九卷十一號
- ▲被服(被服協會)十三卷七、八號、十四卷一、二號
- ▲外務省通商局日報(外務省通商局)昭十七年二八九號、十八年二八、二九號
- ▲同志(神戸貿易同志會)二二號
- ▲毛織(大日本毛織物工業組合會)八五、八六、八七號
- ▲東亞研究(東亞同文書院大學東亞研究部)六四號
- ▲海外同胞(海外同胞中央會)一九、二〇、二二號
- ▲日印協會々報(日印協會)八一號
- ▲東京市中央卸賣市場旬報(南方產業調查會)二八號
- ▲青年—女子版(日本青年館)二八卷二號

○購入圖書

- ▲東亞經濟研究(山口高商東亞經濟研究會)二七卷一號
- ▲女學生(女學生社)五卷一號
- ▲池坊華道文庫報(池坊華道文庫)一八、一九號
- ▲緝入情報報(日本緝入情報出版振興會)二二號
- ▲インドネシア協會々報(インドネシア協會)六號
- ▲サクラ(大阪毎日新聞社)四卷二一、二二號、五卷一號
- ▲ニッポンフライッピン(日本フライッピン社)四七號
- ▲東亞畫報(國際報道工藝株式會社)十二、十三號
- ▲フジ・アジア(東京日日新聞社)一年二、三號
- ▲太陽朝日新聞社(一)卷六號、二卷一號
- ▲北(滿鐵東京支社)二二號
- ▲ラジオ・トーカー(日本放送協會國際局)六八號
- ▲Bulletin of Eastern Art(東洋美術國際研究會)三一、三二、三三號
- ▲Tourist & Travel News(東亞旅行社)三〇卷十二號、三一卷一、二、三號
- ▲The Young East(國際佛教協會)九卷三號
- ▲Nippon Today & Tomorrow' 2033(毎日新聞社)一五號
- 一、泰國統計書(大東亞統計叢書第一部第五)
- 一部 國際日本協會

同

- 古田俊之助 一部 東亞政經社
- 一、タイ國の全貌—青少年のための文字で見る文化
- 映畫叢書 松井政平著 一部 田中宋榮堂
- 一、タイ、カンボヂヤ、ラオス諸王國通歴記(アンリ・ムオ著、大岩誠譯) 一部 改造社
- 一、新修支那省別全誌(第一卷四川省上) 一部 東亞同文會
- 一、同(第二卷四川省下) 一部 同
- 一、同(第三卷雲南省) 一部 同
- 一、南方共榮圈の全貌(佐藤弘編) 一部 旺文社
- 一、新經濟辭典(太田正孝著) 一部 富山房
- Asia Directory (1942—43) 一部 亞細亞年鑑發行所
- Report on the Commercial and Economic Progress of Thailand for B. E. 2482 (1939—1940) 一冊 サタワン發行所
- Contribution à l'étude de la Phonétique Siamoise (Jean Drans), 1942. 一部 日佛協會

一、南方經濟資源總攬—第六卷マライの經濟資源(大谷敏治著)

○財團法人日本タイ協會 總裁及役員並職員

- 總 裁 秩父宮 雍仁親王殿下
- 名譽總裁 アーテイト・テイブ・アーパー殿下
- 會 長 公爵 近衛 文麿
- 副會長 公爵 近衛 文麿
- 理事長 侯爵 德川 賴貞
- 常務理事 子爵 伊東 二郎
- 同 子爵 三島 通陽
- 同 子爵 石井 康
- 同 男爵 大倉 喜七郎
- 同 岡田 永太郎
- 同 常岡 寛治
- 同 鶴見 左吉
- 同 向井 芳晴
- 同 伯爵 二荒 芳徳
- 九九

財團 日本人タイ協會編 最新刊

タイ國通史

タイ國は昨年十二月の日タイ攻守同盟に續いて本年一月五日に至り、遂に米英に對し干戈を執つて起つたが、去る四月下旬、ブラヤー・パホン中將を首班とする同盟慶祝使節及びそれに先行せるワニット無任所相等の經濟委員と、わが關係者間にすゝめられた具體的交渉により經濟諒解成立し、こゝに日タイ兩國は今や軍事的經濟的に完全なる協力態勢成り、相共に米英撃滅大東亞共榮圈建設の大業に邁進しつつあるのである。

かくてわれらはこの友邦タイ國の完全なる認識理解の要、今日程急なるはない。而して一國の認識理解はその國の歴史に徴することが捷徑であり、最良の方法であることは論を俟たない。本書はその要求に應へるべく東邦に於ける唯一の書である。

規格B列6號三〇〇頁
美麗口繪・寫眞十七頁

定價貳圓五拾錢(送料)

— 内容目次 —

タイ國黎明史—タイ國の位置—タイ國の先住民族—優秀なるタイ民族—南詔王國の建設—ムアン・タイの建設
スコタイ王朝史—偉大なるラーマカームヘン大王—スコタイ王朝の末期
アユタヤ王朝史—神秘的英雄兒ウー・トライローク・ナート王の治蹟—ポルトガル人の渡來—ピルマのアユタヤ侵寇—アユタヤ王國の復活—和蘭の東洋侵略—日本民族のタイ國發展史—英國のタイ國進出—ピルマとの葛藤—日タイ國交と山田長政の活躍—アユタヤ王朝の滅亡
バインコーク王朝史—チャクリー王の霸業—英國のタイ國工作—チヌラーロンコーン王の偉業—タイ佛事變と獨立保障
タイ國近代史—ブラチャーティボック王の功業—人民黨と立憲革命—急進派の潮落—武斷派の擡頭—十月兵亂の経緯—國王の退位—武斷、文治兩派の抗争—タイ國最初の議會解散—ビブロン内閣の確立—新興タイ國の動向—最近の日タイ交通
附録、タイ國憲法—日タイ歴史年表

東京市麹町區幸町
亞細亞圖書公司

亞細亞圖書公司

振替東京六四六一番
電話銀座二五二番